

## むつ市議会第217回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）12番 齊藤孝昭 議員

（2）24番 岡崎健吾 議員

（3）2番 横垣成年 議員

（4）14番 浅利竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	5番	川	下	八十	美
6番	目	時	睦	男	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹	二郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（2人）

4番	佐々	木		肇	17番	村	中	徹	也
----	----	---	--	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管 理 者	遠	藤	雪	夫
監査委員	阿	部		昇	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
農委 員 会長	立	花	順	一	総務 部 政策 長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉 部 長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所 舎長	松	本	大	志
大畑庁舎 所 舎長	畑	中	恒	治	野所 野所 福 民 福 協庁協 庁市課	猪	口	和	則
会管総政 理 策 出 納 室	鹿	内		徹	選挙管理 委員会	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	農委會	局長	山	口	勝	美
查務	局長	部長	奧	川	清次郎	農委會	局長	齊	藤	鐘	司
總政推	策進	務部策監	高	橋	聖	農委會	局長	柳	谷	孝	志
民政推	生進	部策監	竹	山	清	農委會	局長	杉	山	重	行
保福政推	祉進	健部策監	古	川	俊	農委會	局長	井	田	敦	子
經政推	濟進	部策監	浜	田	一	農委會	局長	二本	柳		茂
建政推	設進	部策監	吉	田	正	農委會	局長	下	山	房	雄
教委事政推	員務進	育會局策監	小	鳥	孝	農委會	局長	室	館	幸	一
總政總	務課	務部長	川	西	伸	農委會	局長	光	野	義	厚
總政防課	災政	務部策監	村	田	尚	農委會	局長	須	藤	勝	広
財政	務課	部長	氏	家	剛	農委會	局長	木	村	善	弘
財管總	務財主	部課幹	工	藤	淳	農委會	局長	畑	中	秀	樹
民市久總	生一少主	部民課幹	樋	山	政	農委會	局長	赤	田	貴	生
經農水總	濟產主	部林課幹	櫛	引	道	農委會	局長	佐	藤	節	雄

教委事総務  
 員務課  
 育会局長  
 務部課幹  
 策務  
 生金  
 部保課幹  
 育会局校課任事  
 員務育主  
 育会局校課任事  
 員務育主  
 育会局校課任事  
 員務育主

松 宮 康 則  
 中 村 智 郎  
 藤 島 純  
 飯 田 一 彦  
 館 村 徹  
 佐 藤 充

教委事総務  
 員務主  
 育会局課幹  
 務部画課幹  
 策整  
 設木  
 部課幹  
 民市又主  
 生一ツ主  
 部民課査  
 員務育主  
 育会局校課事  
 策務  
 務部課査  
 総政総主

高 杉 俊 郎  
 八 木 橋 裕 和  
 柳 谷 真 吾  
 加 藤 昭 広  
 服 部 秀  
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長  
 幹査  
 主査

柳 田 論  
 佐 藤 悦  
 村 口 一也

次長  
 主任主査  
 主事

濱 田 賢 一  
 小 林 睦 子  
 山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算書等の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、斉藤孝昭議員、岡崎健吾議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

## ◎斉藤孝昭議員

○議長（山本留義） まず、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。12番斉藤孝昭議員。

（12番 斉藤孝昭議員登壇）

○12番（斉藤孝昭） おはようございます。むつ市議会第217回定例会に当たり一般質問をさせてい

たきます。

1923年、大正12年、その日十数万人の死傷者を出した関東大震災、また台風が襲ってくると昔から言い伝えられている二百十日にちなんで、1960年、昭和35年に制定されたのが9月1日防災の日であります。ことしも、全国各地の地方自治体を中心に、大地震や津波を想定した大がかりな訓練が行われ、防災に対する人々の意識高揚を図っていることはご承知のことと思います。

さて、東日本大震災から30カ月がたちましたが、現在も2,000名を超える方々が行方不明であり、依然として悲しみに耐えながらの生活が続いております。我が国日本においては、これまでたびたび災害による大きな被害に見舞われてきました。特に地震については、兵庫県南部地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震は記憶に新しく、地域に甚大な被害と犠牲者が出てしまったことはご紹介のとおりであります。

「災害は忘れたころにやってくる」と言いますが、最近は「災害は忘れる前にやってくる」と言ったほうが正確かもしれません。また、起きると予想される地震のほかに、台風、洪水、土砂災害、雪害など、近年は災害が種類を変えて襲ってきています。当市も災害に対する備えはハード面を中心に積極的に行い、住民の安心安全を保っていると思います。

質問は、防災行政についての1本ですが、ソフト面でもう一步踏み込もうという提案でありますので、市長並びに教育委員会委員長におかれましては、前向きなご答弁をよろしく願いいたします。

初めは、防災士の育成に積極的に取り組むべきではないかということでもあります。防災士は、地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導や救助に当たることを目的

に、防災の意識、知識、技能を持っていると認められた人で、日本防災士機構の認定する民間資格を取得した人をいいます。防災士には、家庭、職場、地域のさまざまな場での多様な活躍が期待され、1つに、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、具体的には災害発生時に行政の対策本部の設置や、警察や消防、自衛隊が機能を発揮するまでの間、各自の家庭はもとより、地域や職場において人々の生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう被災現場で実際に役立つ活動が行えます。

活躍が期待される2つ目は、災害発生後の被災者の支援活動です。具体的には、各自の所属する地域や団体、職場の要請を受け、避難、救助、避難所の運営などに当たり、市職員やボランティアの人たちと協働して活動することができます。

3つ目は、平常時の防災意識の啓発や自助、共助活動の訓練にて指導的な役割を担うということであり、場合によっては、市の防災計画の立案に参画することも可能と考えます。

この防災士制度が誕生してから、本年で10年目を迎え、認定を受けた方が全国で6万5,000人を超えたと聞いています。最近では、防災士の育成に積極的に取り組む自治体や大学がふえているようですが、今後は要援護支援者の多い地域や、介護施設等では防災士の活躍が望まれると思います。当市においても、防災士の育成に積極的に取り組む考えがないか所見をお伺いいたします。

次は、地域防災力強化のため、ジュニア防災検定を推奨してはということであり、ジュニア防災検定とは、ことしの5月に設立された一般財団法人防災検定協会が災害から命を守る学びテストとしてスタートしています。この検定は、知識量や記憶力で合否を判定するのではなく、自分で考え、判断し行動できる防災力を身につけさせることを目的とし、事前課題、検定テスト、事後の

課題の3ステップで構成されています。今後予想される日本列島で発生するさまざまな災害から子供たちの命を守るためにも、国民の中から防災教育の推進が喫緊の課題として提起されつつあり、これまで政府文部科学省も防災教育の構築の実現に努めてきたと思いますが、しかし残念ながら十分ではない状況にあり、現在一般に対する防災教育については、防災士制度の普及に見られるとおり一定の取り組みが民間力により行われていますが、子供たちを対象にした防災知識の普及や充実を図る仕組みや制度が一般になかったようであり、

釜石の奇跡という話をご存じだと思います。これは、東日本大震災で釜石市の中学生が地震発生後、指定避難所から小学生の手を引いて、さらに奥の安全地帯へ逃げて釜石市の小・中学生99.8%が津波の犠牲に遭わずに助かったという事例であります。岩手県釜石市では、行政が中心となって、日ごろから防災教育に力を入れていた結果とされ、改めて地域での防災教育の重要性を痛感させることとなったという話であります。

防災検定協会は、この検定により子供たちが防災と減災に深い関心を持ち、意識を高めることができれば、幾多の災害による悲劇を繰り返すことなく災害時の犠牲の縮小に資するものと確信していると発表しています。既に神奈川県座間市は、子供たちに対する防災教育として、この検定の実施を決定したようであり、他の自治体も検定しているという話を聞いています。何よりも災害から身を守る行動や考える力になるきっかけを当市においても実施すべきと考え、ジュニア防災検定を推奨してはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政についてのご質問の1点目、防災士の育成についてであります。齊藤議員のご質問にもありましたように、防災士は自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことをNPO法人日本防災士機構が認証した人をいいます。

平時においては、防災意識の向上、啓発活動などを行い、地域防災力の向上に努め、災害発生時には、避難、救助及び避難所の運営などの公的防災機関との連携した活動、あるいは公助が行き渡らない分野での活動が期待されているものであります。県内では、本年7月末現在、730名の方が防災士として認証されており、そのうち163名がNPO法人青森県防災士会会員として登録されており、本市在住の方は11名が登録されていると伺っております。

防災士の資格を取得するためには、日本防災士機構が認める防災士研修講座を受講し、資格取得試験に合格しなければなりません。受講及び受験に関しては、東北管内では本年度は盛岡市と仙台市で講座が予定されており、仮に本市にお住まいの方が受講する場合は、受講料等のほかに交通費等も合わせますと10万円程度の経費がかかることとなります。現在市で進めております自主防災組織の結成促進及び育成等への支援に加え、地域の防災力向上、とりわけ自助、共助の分野での活躍が期待される防災士ではありますが、個人が資格を取得するためには経費の面でなかなかハードルが高いものと言わざるを得ません。

このようなことから、全国的に見ますと、数は少ないものの、資格取得に関して行政が経費的な面で何らかの支援を行っているケースもあるようであります。本市といたしましては、先ほど申し

上げましたように、防災士との連携した活動は、住民の防災意識の向上や地域防災力の底上げには有効な手段の一つであることは認識しておりますものの、防災士の資格はあくまでも民間資格であるということなどを踏まえつつ、他自治体の取り組み事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、ジュニア防災検定の推奨につきまして、教育委員会から答弁がございます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 齊藤議員の防災行政についてのご質問にお答えします。

ご質問の2点目、ジュニア防災検定を推奨してはどうかについてであります。議員ご指摘のとおり、災害発生時に児童・生徒の生命を守るためには、迅速かつ適切な対応とともに、常日ごろから防災に関する意識を強く持ち続けることが必要不可欠であります。

文部科学省調査研究協力者会議である東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議最終報告においても、今後の防災教育の方向性として、周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度の育成、防災教育の基礎となる基礎的な知識に関する指導、充実が打ち出されております。

現在むつ市内小・中学校においては、むつ市地域防災計画、学校危機管理マニュアルに基づき、自然災害に備え、教科、道徳、特別活動等教育活動全体を通して避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方などについて指導を行っております。また、さきの東日本大震災後には、従来の地震や火災発生時の訓練に加え、津波が発生した際の避難訓練や、校地内では安全の確保が困難であると判断された場合の二次避難の訓練を実施するなど、児童・生徒の生命と安全を確保することを

最大の責務と考え、防災に対する強い意識を持って取り組みを続けているところでもあります。

ジュニア防災検定についてであります。防災意識の定着をその目的としている点、そして検定の内容が防災対策についての事前課題、応用力や行動力を問う筆記テスト、学校や地域の災害についてまとめる事後課題というように、災害への備えから適切な対応までを含んでいる点から、児童・生徒の防災、減災に対する関心を深め、意識を高めるための一つの方法であると思われま

す。しかしながら、議員ご指摘のとおり、検定協会そのものがことし5月に設立されたばかりで、まだ検定を実施した実績がないということ、受験者が30名に満たない場合には試験会場は東京と大阪とされていることなど、実際にはどのような内容で、どんな効果があるのか未知の部分も多く、各学校で取り組むに当たって検討していただかなければならないこともございます。したがって、現時点では各学校に対する情報提供にとどめ、今後実施を計画している市や学校等と情報交換をしていく中で、ことし12月に実施されるジュニア防災検定の様子などを伺いながら、よく研究してまいりたいと考えております。

なお、教育委員会といたしましては、むつ市教育プランの後期5カ年において、さらに力を入れて取り組むべきこととして防災教育の充実を掲げております。ジュニア防災検定に取り組むか否かにかかわらず、各学校の実情に応じた適切な防災教育が実施され、児童・生徒が防災への意識を保ちつつ、災害時の自主的、実践的な対応力を高めることができるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 市長並びに教育長の答弁は、そのとおりだと思いますし、今の現状を踏まえた答弁だったと思います。

そこで、先に市長のほうにお伺いしますが、自主防災組織をこれからつくっていくのだというふうなことは、市の防災計画にもものっていると思いますが、自主防災組織をつくったとき、そのリーダー的な役割を果たす方はどういう方を予想しているのか、まずお知らせ願います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 自主防災組織のリーダー的な方ということでございますけれども、現在4つの自主防災組織つくられておりますけれども、それぞれそのリーダーとなる方は、町内会長等か、先に立って進むというような方になっております。ただ、防災士とかというような資格を持った方ではないというようなことは理解しておりますけれども、お話し自主防災組織につきましては、今後とも数多くつくっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） それでは、先ほど紹介がありましたむつ市の方で11名の方が防災士の資格を持っているということでありましたので、その11名の防災士の方々とどのような連携をしていくのかお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） NPO法人青森県防災士会のほうで11人の登録があるということでございますけれども、防災士会のほうから聞いたところによりますと、11人のうち民間の方がお二人、残りの方が郵便局の関係の方というようなことで伺っております。防災士につきましては、こちらのほうとしても今まで十分に理解しておりませんので、それらの連携ということにつきましては、今後検討してまいりますけれども、できるだけ自助、共助の部分で協力していただければと思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 自助、共助ということが東日本大震災以降、自分の身は自分で守るのだ、地域の連携を深めて、いざというときには皆で協力し合って、自分たちの身を守るのだということが一番の生命、財産を守るための方法だというふうな話になりまして、自分の身は自分で守るといふようになりますと、やはりさまざまな情報提供、または指導、または連携が必要だと思っておりますけれども、そのためにこの防災士という資格、資格があるからというわけではありませんが、やはりそのきっかけになると思うのです。それを行政が積極的にこういう資格もある、こういう講習もある、こういうこともあるという情報提供をやはり行政が積極的にしていくべきだと思っております、今の市長の答弁も部長の答弁もそうなのですが、どちらかというと、余り積極的にやろうとしていないように受けとめられます。

そこで、防災士という資格がなくても、ではこういう資格を持っている人たちのかわりに、先ほど言いましたリーダー的な存在で中心となって活動していく方々をどういうふうに育成していくのか、考えがありましたらお知らせ願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私どもは、この防災士のあり方、これを否定しているわけではございません。今後研究、調査していかなければいけないというふうにお答えを申し上げましたとおりでございます。

例えば講演会だとかそういうふうなものにつきましては、間もなく公民館のほうで防災士の講演会とかそういうふうなものも開催いたしますし、またこの防災士資格というふうなのは、資格取得の特例というふうな中に、消防士長より上位の職にある者や消防団の分団長以上の職にある者については、退職者も含め申請だけで防災士の資格が

取得できるということになっておりますので、こういうふうな方々にも積極的に声をかけていこうと、こういうふうに思っております。

また、きっかけというふうなことでもございますけれども、そういうふうなものをきっかけとして、やはりこの防災士、資格を取る、齊藤議員ご本人も今お話しのように、防災士資格を取ることだけが目的ではなくて、やはりその機運をつくっていくということのご質問の、ご意見の趣旨だと思います。この部分においては、手前どもも今お話しのように、消防士のOBの方々、そしてまた消防団の方々、そういうふうな方々に、その経費はそんなにかかりませんので、この部分においては、さまざまな形でPRをしていきたいと、こういうふうなふうに思っております。

11名の方々がむつ市内に登録されておりますけれども、それ以外の資格を取得している方が33名おるといふふうなことに伺っておりますので、そういうふうな方々にも声をかけていきたいと、こういうふうなふうに思います。

ただ、防災体制というふうなのは、私はピラミッド状にあるのではないかなと、こういうふうに思います。つまり自助の部分で地域のコミュニティーがしっかりとられ、そして自助の部分でその地域の方々が防災組織をつくっていく、そしてその上位には自主防災組織がある。そして、その部分では共助の部分、そしてまたその上には公助である消防団だとか消防署、警察、自衛隊、そういうふうな形の、このボトムアップの三角形状の形で組織がつけられていくというふうなことが私はこの防災のうえでは非常に大きな役割を果たす体制でないかと、こういうふうなふうに思っております。その意味では、自主防災組織の中でこういうふうな防災士の方々からお話を伺うだとか、そういうふうな機運をつくっていく必要があろうと思いません。

ただ、まだむつ市内には4団体しか発足しておりませんので、これを積極的に広げていって、自主防災体制、これをつくっていくのが我々の一つの大きなまず最初の越えていかなければいけないハードルであると、こういうふうには認識をしておりますので、さまざまな民間企業の方々のお力もいただきながら、こういうふうな形で取り組んでいきたいと、こういうふうには思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） ジュニア防災検定もそうですし、防災士もそうなのですけれども、今回一般質問させてもらって、エフエムアジュールを聞いている方々も、ああ、そういうのもあったのかという人がきついていると思います。もし興味がある方は、ぜひ挑戦してみてもらってもいいと思いますし、行政側に対しては、こういう資格もある、こういう勉強の方法があるのだということの広報をぜひ積極的にやってもらいたいというふうには思います。

簡単ですけれども、一般質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎岡崎健吾議員

○議長（山本留義） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。24番岡崎健吾議員。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） おはようございます。24番、

公明・政友会会派の川内の岡崎健吾です。むつ市議会第217回定例会に当たり一般質問を行います。

市民の皆さんも、まだ記憶に新しいこの夏の甲子園、聖愛高校の活躍は見事でありました。初出場でありながら、夏の大会に2勝したのは、あの光星学院高校や青森山田高校もなし遂げることができなかった県勢初の快挙であり、県民を大いに沸かせてくれました。特筆すべきは、選手全員が地元の津軽っ子だけであり、それでもあれだけの活躍ができるということは、私の望みである下北から甲子園もまた夢物語ではないと強く感じたところであります。

また、去る9月1日に第21回青森県民駅伝競走大会が青森市で開催されました。レース途中で雨がぱらついたりするあいにくの天気の中、むつ市チームは3区から独走する力強い走りで、県内市町村最多となる8回目の総合優勝に輝きました。3年ぶりとなる総合優勝は、選手が総合優勝奪還のため、日ごろから厳しい練習を積み重ねてきた結果であり、改めて選手、そして関係者の方々のご努力に対し、心から敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、防災についてのシェイクアウト訓練についてお伺いいたします。シェイクアウト訓練は、2008年にアメリカで考案された新しい形の地震防災訓練方法であります。シェイクアウトとは、地震をやっつけろといった意味の造語とのことです。特徴は、統一した地震シナリオに基づき、訓練日時を指定し、身の安全を守るために短時間の統一行動への一斉参加を住民に呼びかけていることにあります。むつ市においても、さまざまな訓練を行っておりますが、参加者を一定の場所に動員する訓練では、参加者も限られてきます。しかし、シェイクアウト訓練は会社や学校、そして個人が登録を行うことで参加の意思表示をし、それぞれの場所で参加することができるので、より

多くの市民が防災訓練を通じ、防災や減災に関する意識を高めることができます。天災は、いつ起こるかわかりません。いつ起こっても、いざというときの行動を把握しておけば、体が反応します。地域内の不特定多数の人を対象とするシェイクアウト訓練を実施してはどうかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2点目、第69回市町村対抗青森県民体育大会についてお伺いいたします。来年度、第69回市町村対抗青森県民体育大会が、7年ぶりに、ここむつ市を主会場に開催され、県内各市町村から約6,000名の選手、役員が参加するむつ市のスポーツ界にとって最大のスポーツイベントとなります。

開催に当たっては、県内各地から大会に参加する選手、役員に対し、むつ市によいイメージを持って帰っていただきたいと思えます。祭りや自然の景色はすばらしいのに、接するこちら側の態度次第では印象はがらりと変わります。もてなしの準備もそれなりに必要と考えます。観光関連業に携わる方々はもちろん、一般市民一人一人も選手、役員を受け入れるちょっとした心遣いが必要であると思えます。この機会に、さまざまな形で魅力あるむつ市を発信し、むつ市のイメージアップと活性化につなげる絶好の機会であると思えます。この機会に一人でも多くむつ市と下北のファンをふやし、いつかまたむつ市と下北を訪れるようもてなしに力を注ぐべきと考えます。開催まで1年を切りましたが、今後関係諸団体と連携をとりながら、万全の受け入れ態勢を整えていかなければならないと思えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、定住対策の婚活支援事業についてお伺いいたします。30年前の日本では、男女とも30代前半までに多くの方が結婚しており、生涯未婚率は当時男性2.6%、女性4.5%でありました。しかし、

急速な晩婚化、未婚化に伴い、今日では男性20.1%、女性10.6%に達しているという内閣府の調査結果もあります。こうした晩婚化、未婚化の進行は、少子化の、そして人口減少社会の大きな要因の一つになっているとも言われております。

未婚者を対象とした調査によれば、9割の方が、いずれ結婚したいと考えているそうです。結婚は言うまでもなく、一人一人の人生の選択によるものでありますが、こうした願いがかなうようにするためには、本人の努力だけでなく、男女の出会いから結婚に至るプロセスを社会全体で支援することが必要になってきていると思えます。また、こうした支援が結婚から出産へとつながり、少子化の流れを変えていく効果も期待されます。

全国の地方自治体でも、この婚活という言葉キーワードにした施策として、男女の出会いをつくる事業、独自のマッチングシステムの運用などさまざまな形で展開されております。全国の地方自治体で取り組んでいる婚活支援事業推進という住民サービスは、少子高齢化社会へ向けてこれから地方自治体の果たすべき役割の一つとして、より一層重要さを増していくものと考えますが、現在むつ市において、どのような取り組みがなされているのかお伺いいたします。

教育についての1点目、小・中学校の皆勤賞についてお伺いいたします。私たちが子供のころは、たしか小学校の6年間、中学校3年間において、一日も学校を休まなかった児童・生徒には、皆勤賞があったように思います。卒業式か終業式であったか定かではありませんが、全校生徒の前で表彰され、何かしら誇らしく思った記憶がありますが、近年は皆勤賞を実施している学校は少ないと伺っております。私は、本人の頑張りや家庭の家族の協力を褒めたたえ、人生に残るものとして表彰すべきものと考えます。現在市内の小・中学校の状況もあわせて、教育委員会のご見解をお伺い

いたします。

教育についての2点目、中学校における運動部活動の外部指導者の活用についてお伺いします。学校生活において、体育と並んで子供たちが運動、スポーツの楽しさに触れる場合は、放課後に行われる運動部活動ではないでしょうか。私自身も中学校、高校時代は野球部に所属していましたが、技術や体力を身につけるだけでなく、友人をつくり、先輩、後輩の上下関係を学び、授業以外で先生と触れ合うなど部活動から多くの貴重なことを学びました。ほかにも部活動は活動している本人だけでなく、周囲の生徒にもよい影響を与えます。このように、子供の健全な育成に運動部活動は大きな役割を果たしていると思います。

平成24年度から実施されている中学校の新学習指導要領で、部活動は学校教育の一環として明確に位置づけられ、従来の教育外課程という無礼な位置から脱しております。部活動が生徒に及ぼす影響は大きく、忍耐力や人間性豊かな人材を育てるうえで大変重要な教育活動であると思います。

ところが、中学校においては、少子化の影響を受け、生徒数の減少と、それに伴う教員数の減少、あるいは顧問の異動などにより指導者がいないために運動部が休部や廃部になるなど、生徒の希望に応えることが困難になっている中学校もあると聞いております。地域に在住する専門的な技術指導を持った外部指導者を活用することは、子供たちのニーズに応えるためにもぜひとも必要であると考えます。現在市内の小・中学校において、運動部活動で外部指導者を活用しているのかどうか、その状況をお伺いいたします。さらに、一層の充実を図るべきと考えますが、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

教育についての3点目、部活動と勉強の両立についてお伺いいたします。部活動に時間をとられて勉強に専念できないと心配される保護者の声を

耳にすることがあります。私は、部活動を通して生徒自身に自信がついたり、集中力が高まったり、受験勉強に対してもプラスに働くと思っております。部活動と勉強の両立について、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

教育についての4点目、学力・学習状況調査についてお伺いします。去る8月27日、文部科学省は、全国の小学6年と中学3年を対象に4月に実施した2013年度全国学力・学習状況調査の結果を公表いたしました。青森県は、中学校が国語、数学ともB問題で都道府県別で20位台と課題は残したものの、小学校を含め全科目の平均正答率が全国平均を上回る高成績でありました。県内の教育関係の有識者や学校関係者は、子供たちの学力はおおむね高く評価したという報道もありました。そこで、むつ市の子供たちの状況について、現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

教育についての最後の質問は、学校統合、脇野沢小・中学校の現状と今後についてであります。この質問については、昨日の佐々木隆徳議員への一般質問の答弁で理解をいたしました。確認するという意味から、お手数をおかけいたしますが、よろしくお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、防災についてであります。議員ご提案のシェイクアウト訓練は、企業や学校単位、または個人で事前に参加登録をしていただき、統一した地震発生シナリオに基づいて指定された訓練日時に参加者全員がそれぞれの日常生活の中で一斉に姿勢を低くする、体や頭を守る、揺れがおさまるのを待つ3つの基本行動を

約1分程度行う訓練で、自宅や会社等の日ごろの防災対策を確認するきっかけづくりとする訓練とされています。

訓練そのものは、地震から身を守るための基本的な行動ではありますが、参加者全員がそれぞれ異なる場所で同時刻に一斉に安全行動をとることに意義があり、災害発生時に重要となる自分の身は自分で守る自助、職場や学校の中で助け合う共助の醸成や、個々の防災意識の向上を図るうえで効果的な訓練ではないかと思うものであります。

平成24年3月に東京都千代田区が国内で初めて帰宅困難者対応訓練に先立って実施し、その後に全国で広まりつつありますが、緊急速報メールを使用した自治体が行った訓練では、住民に広く周知が行き届かなかったことによる緊急地震速報との混同や、着信の時間差、あるいは携帯電話を持たない高齢者への配慮、さらには旅行者等訓練実施を知らない方々が混乱したなど、さまざまな問題が生じたようであります。このようなことから、本市といたしましては、訓練を実施した自治体等からの情報を得ながら、シェイクアウト訓練についてさまざまな角度から調査を行い、その導入方法等について研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の第69回市町村対抗青森県民体育大会についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、本大会は県内全40市町村から選手、役員合わせて約6,000人が参加し、市の部は18競技、町村の部は17競技での熱戦が繰り広げられる県内最大のスポーツ大会であります。当市のスポーツの推進、競技力の向上を図るうえでも非常に重要な大会と認識しており、今年度の中南地域での開催には15の競技に選手、役員合わせ223名が参加し、市の部では第5位の成績をおさめております。

本大会の開催地については、以前は8市の持ち

回りでありましたが、平成23年度からは県内6地域に分けての持ち回り開催へと変更になり、来年度は下北地域で開催することになっております。これに先立ち、去る7月4日には公益財団法人青森県体育協会会長より下北地域の5市町村長に対し、開催要請がなされましたことから、各市町村とも受諾したところであります。

開催に当たっては、下北地域の各市町村体育協会会長や事務局員を中心として構成される実行委員会を組織し運営することとなりますが、年度当初の立ち上げとなることから、事前の打ち合わせが必要と考え、市の声かけにより、去る7月23日に下北地域の各体育協会や市町村担当職員の方々と開催における共通認識を図るべく協議したところであります。この協議において、開催日については開催基準要綱の原則に従い、8月の第3土曜日、日曜日とすることを確認するとともに、競技開催会場についても下北地域全市町村にて競技が開催されることを前提におおむねの提案をさせていただいたところであります。

なお、8月9日にはむつ市体育協会会長と市担当部局において、関係町村長へ開催の協力依頼や財政的措置を含めた要請活動も行ったとの報告を受けており、既に事務レベルでは、来年度の大会運営のための協議を行っているところであります。

本大会に参加する選手のみならず、見るスポーツとしても絶好の機会と考えておりますので、地域の皆様方には高いレベルの競技を観戦していただくとともに、県内各地からおいでの選手役員の皆様を下北の人々の温かい心もてなしの心をもって応援していただき、また楽しんでいただくことが大会を成功に導くものと考えております。

運営主体となる実行委員会組織を立ち上げての活動は、来年度早々からとなりますが、主催主管する県体育協会の助言を得ながら、地元各市町村

体育協会と綿密な協議、また事前打ち合わせ会議の開催を重ね、準備に万全を期し、スムーズな大会運営を行うことができるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、定住対策について、少子化、人口減少社会を背景に、婚活支援事業を推進することは、地方自治体の果たすべき役割として重要だと思われるが、むつ市ではどのような取り組みがなされているのかとのお尋ねでございます。民放のバラエティー番組で、お嫁さん不足に悩む市町村の独身男性と真剣に結婚を望む女性が集団でお見合いをする人気企画がございますが、放送開始から一定期間が経過するとともに、その認知度も上昇し、少子化、人口減少対策と地域活性化の相乗効果を期待する全国の自治体から開催の申し出が多数寄せられているとのことでもあります。婚活支援事業を実施する民間団体は、全国に多数存在いたしますが、近年は都道府県を中心に行政がメディアを活用して、地域活性化に結びつけようと婚活支援事業を展開するケースも多く見受けられ、地方自治体が直接イベント等を発案するものから、民間団体の事業を仲介、あるいは補助金等により支援したり、さらには婚活を定住に結びつけるため1年以上婚姻関係が継続した場合は祝金を支給する事例もあるなど、その手法もさまざまであります。

青森県においても、平成23年度にあおもり出会いサポートセンターを開設し、婚活に関するセミナーの実施や各種イベントを開催するとともに、県内各地で実施されている民間団体のイベント等の情報を集約し、登録会員に提供するなど、出会いのためのサポート体制の充実に努めております。

むつ市内においても、民間の団体がいわゆる街コンを定期的に開催し、出会いの場づくりに取り

組んでおりますが、むつ市の活性化を主たる目的に企画されていることや、市内の飲食店を利用することによる経済効果が期待されることから、市としても事業の趣旨に賛同し、その後援を行っているところであります。

また、むつ市社会福祉協議会では、経験豊富な相談員を配置した会員制の結婚相談所を開設しており、結婚を希望する方の仲介をしておりますが、現在男性が18名、女性が7名登録していると伺っております。当市では、婚活支援について単独での取り組みは行っていないものの、出会いの場を求める方々が気楽に参加できるイベントの実施や結婚を望む方々が身近に相談できる場所があるなど、婚活に係る支援環境等はある程度そろっているものと考えております。

次の教育についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁となります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員の教育についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、小・中学校の皆勤賞についてであります。現在市内において皆勤賞を設けている学校は、小学校2校、中学校2校の合計4校であります。そのうち卒業式の一部として校長名で表彰を行っているのは、中学校1校のみとなっております。

皆勤賞は、昭和50年代後半から徐々に設ける学校が少なくなり、その背景には体の弱い子やいじめ、不登校などの配慮があり、各学校で適切な判断がなされたものと思っております。皆勤賞は、明治時代における学制発布から公教育制度の完成までの過程の中で、保護者の義務教育に対する認識を高めるための方策の一つとして始まったものと考えられますが、時代を経て近年の社会情勢の中で、学校教育に対する国民の認識も多様化し、

学校を欠席することが必ずしも悪いことではないという理解がなされてきました。

さらに、先般いじめ防止対策推進法が公布され、各学校へも通知がなされ、いじめ防止等に関する措置の中に懲戒、出席停止制度の適切な運用等に関する措置を定めることとあり、今後学校ではいじめ問題を中心にさまざまな教育活動の中で児童・生徒の出席、欠席及び出席停止のあり方を考えていくことが求められるようになってまいります。

このような現状に鑑みて、教育委員会といたしましては、皆勤賞の設定については従来どおり各学校の校長の判断に委ねたいと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、以前多くの学校で行われていた卒業式等での表彰には、児童・生徒の頑張りやご家族の協力をたたえるという意味では価値あるものであったと思いますので、現在皆勤賞を設けている学校の情報を各学校へ紹介するなどして、各学校の実情に応じた適切な判断をしていただけるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、中学校における運動部活動の外部指導者の活用についてお答えいたします。まず、市内中学校の運動部活動における外部指導者の活用状況についてであります。現在むつ市内の中学校9校中5校が運動部活動実施に当たって外部指導者を活用しております。その中の3校は、青森県教育委員会が実施しているスポーツ人材活用事業を利用し、バレーボール部、バスケットボール部、陸上部の指導に年間15回、外部指導者として保護者や地域の方にご協力をいただいております。その他の2校は、保護者やOBにボランティアの外部指導者として卓球部、バレーボール部にかかわっていただいたり、冬期間のみスキー部の実技指導を地域の方にご協力いただいております。

議員ご指摘のとおり、地域に在住する専門的な技術、指導力を持った外部指導者の活用は、子供たちの技術面や競技力の向上にとって大変効果的なことであると思われまます。顧問の専門的な技術指導力が十分でない場合や、部員数が多く一人一人に応じた指導が困難である場合などには、学校としても必要不可欠なものと思っております。

その一方で、活用に当たっては幾つかの課題も考えられます。まず、学校が望む外部指導者を身近な地域から確保できるかということ、そしてその外部指導者に学校が指定する活動時間等に協力していただけるかということです。特に中学校における部活動は、あくまでも学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら実施される活動であるため、その指導に当たっては、専門的技術指導にすぐれているというだけではなく、学校の方針をよく理解していただくとともに、教育活動にかかわるものとしての見識や人柄が求められることとなります。このように、外部指導者の活用にあたっては、各学校や地域の実態に応じて考慮しなければいけない課題がございます。したがって、その活用については、これまでどおり各学校のニーズや実情に応じて校長が判断していくべきものと考えております。

しかしながら、外部指導者の活用が取り上げられる背景には、議員ご指摘のとおり、部活動を通じた子供たちの健全育成にとって指導者の影響が大きく、指導者の資質向上が保護者からも、地域からも期待されているということがございます。教育委員会といたしましては、各学校においてこのことを十分に自覚し、外部指導者活用の有無にかかわらず、保護者や地域との連携を深め、充実した部活動運営に努めていただけるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、部活動と勉強の両立に

ついてお答えいたします。現在むつ市内の中学校においては、全生徒が部活動に参加することとなっております。このことは、平成24年度より実施されました中学校学習指導要領の中に「部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」という記述が盛り込まれているように、部活動が学校生活の中で学習とともに非常に大きな役割を果たしているものと理解しております。

むつ市内の中学校9校における部活動の状況につきましては、平日に1日の休養日を設けること、そして試合が間近にある部活動を除いては、土曜日か日曜日のどちらか1日を休養日とするという基本方針のもと、定期テストの1週間前には原則として部活動を実施しないことや、中学3年生につきましては、受験に対応するために部活動引退後、部活動に充てていた時間帯を補充学習に充てるなど、各校ごとに勉強に集中できるよう配慮している状況にあります。

議員ご指摘のとおり、部活動に時間をとられて勉強に専念できないと心配する保護者もおられることは否定できませんが、各中学校においては、このように部活動と勉強が両立できるよう配慮している現状にあります。

生徒の体力面等の個人差もありますので、一概には言えませんが、現在の中学校での部活動においては、生徒が部活動により過度の負担を感じて、それが学習に悪影響を与えているとは考えにくい状況だと思われまます。教育委員会といたしましては、部活動は学校教育活動の一環であり、多感な中学校時代の生徒の自主性と個性を伸ばし、健全育成に役立てることができる大切な教育の一つであると捉えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、学力・学習状況調査についてお答えします。先般新聞報道等において、ことし4月24日に小学校6年生と中学校3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査における都道府県別の結果が公表されました。実施された教科は、国語と算数、数学の2教科4科目でしたが、青森県は中学校が2教科とも、知識、技能の活用力を問うB問題で20位台と課題を残したものの、小学校を含め実施科目全てにおいて、全国平均正答率を上回る好成績であったと伝えられております。しかしながら、文部科学省からの通知にもありますように、本調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、教育指導の成果の全てではないということに留意していただく必要があります。このことを踏まえたうえで、むつ市の結果についても受けとめていただきたいと思います。

むつ市の場合におきましても、小学校6年生では実施科目全てにおいて全国平均正答率を上回っております。その中でも算数の基礎的、基本的な知識、理解を問うA問題では、全国で3位に位置する青森県の平均正答率をも上回る結果でありました。他の科目でも、青森県の平均正答率には若干及ばなかったものの、全国の上位に位置しております。その一方で、中学校3年生では、国語のA問題で全国平均正答率を上回ったものの、他の科目で全国平均正答率を下回る結果となっております。当然のことながら、青森県平均正答率とは依然として差があることは事実であります。

このたびの調査結果から、学力面においては、小学校と中学校間におけるギャップをいまだに解消できていないということが言えるのではないかと考えております。教育委員会といたしましては、これまで小中一貫教育を推進していく中で、小学校と中学校の連携強化を図るとともに、小中一貫教育学習支援員等を活用し、児童・生徒一人一人

に応じたきめ細かな指導の充実に努めてまいりました。その結果、基礎基本を習得させる学習指導の充実が図られ、今回の調査結果を見ても、小学校6年生の学力向上が図られていることはもちろんのこと、中学校3年生においても細かい設問ごとに分析していくと、漢字の読み書きや基礎的な計算技能等については、全国平均正答率を上回るほどになってきております。

また、今回同時に行われた家庭学習等の時間の調査では、小学校6年生は全ての項目で全国平均を上回っております。中学校3年生においても、1日に1時間から2時間勉強している割合では全国平均を上回るなど、学習習慣形成という点においても、各学校における取り組みの成果があらわれてきております。しかしながら、各科目ごとの市平均正答率と全国や県の値と比較した場合、当市の中学校3年生の学習状況におきましては、知識、技能の活用力を高める指導等、さらなる改善が必要であります。今後この課題を克服していきけるよう、原因を詳しく分析して具体的な方策を練り、当市の児童・生徒のより一層の学力向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育についてのご質問の5点目、学校統合についてお答えいたします。まず、昨日の佐々木隆徳議員への答弁内容と重複いたしますことをご了承くださいたいと存じます。

ご質問の脇野沢小学校及び中学校の現状と今後についてであります。脇野沢地域における少子化傾向の進行に伴い、今後複式学級が常態化していくほか、集団活動も十分に行うことができないことが予想されることから、教育委員会のこれまでの一貫した考え方からすれば、学校統合を積極的に進める必要があるものと考えております。しかしながら、脇野沢小学校及び中学校は、旧脇野沢村時代に学校統合を行った結果として現在の形

になっているものであり、既に脇野沢地域の各地からスクールバスを利用した通学を行っております。したがって、今学校統合を進めようといたしますと、これまで以上に通学に長時間を要するといった大きな課題が生じてまいります。このことを含めたさまざまな課題について、保護者の皆様方が真剣に議論を重ね、考え抜いた結果として出された一つの結論が、5月20日に保護者の代表から教育委員会に提出された脇野沢小学校と脇野沢中学校との併設型による小中一貫教育を望みますという要望書に集約されたものと思っております。教育委員会といたしましては、この保護者の意向を重く受けとめ、教育委員による脇野沢小学校の現状視察を初め、審議を重ねてまいりました。

去る8月16日開催の第629回教育委員会において、脇野沢中学校に併設した小学校校舎建設により児童の教育環境の改善とむつ市教育プランが目指す併設型小中一貫教育を脇野沢地区において実現するという教育委員会としての方向性を決定し、市長に対しましても教育委員会としての意思をお伝えしたところであります。今後は、脇野沢小学校の児童のために、一日も早く安全、安心な教育環境を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） シェイクアウト訓練について、再質問させていただきます。

今後研究していくということではありますが、阪神・淡路大震災後、兵庫県の姫路市など播磨地域で、12市9町で構成する播磨広域連携協議会が防災の日の9月1日にシェイクアウト訓練を実施しております。下北は一つという思いから、下北地域でも広域的なシェイクアウト訓練を実施してはどうかと思います。ぜひ個人及び学校、それから会社等にシェイクアウト訓練の趣旨をご理解いた

だいて、参加するように働きかけてはどうかと思います。

また、昨年ですか、むつ市を含む1市7町村で災害時応援協定を締結しておりますが、ぜひシェイクアウト訓練について、1市7町村の担当者で結構ですから、協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員から、広域的な取り組みのご紹介が、兵庫県の姫路市などの播磨地域でことし初めて実施されたというふうなことでございますので、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、実はシェイクアウト訓練というのは、この内容を質問があってから私初めてお聞きいたしましたして、何かなと思いました。そうすると、基本的に、例えばこの議場で大きな揺れがあったときには、まず子供のときによく言った机の下に隠れると、そういうふうなことから始まるというふうな、これを一斉にやれということでございますけれども、壇上でお答えいたしましたように、これからどのように取り入れていくのかというふうな研究は、これ進めてまいりますし、また播磨地域で行ったというふうな流れも研究はしていく必要があると。そして、それをまず、その部分をクリアした後の話になるのではないかなと。しっかりとこの部分については、研究はさせていただきたいと、こう思います。

先ほど壇上でもお答えいたしましたように、例えば全ての方々がご存じならばいいわけですがけれども、そういうふうなところの部分もなかなか理解をしてもらうためには、非常に困難性が伴うものであらうと、こういうふうに思います。ただ、しかしながら私は、このシェイクアウト訓練の質問の通告があってから、例えばむつ市で主催の行事、イベント、こういうふうなときの冒頭の際に、やはりこれはアナウンスをする必要があるとい

うふうなことです。例えば地震発生時の心構え、そしてそういうふうなことをアナウンスすることによって、シェイクアウト訓練の意図に重なるような形でこれから対応していく必要があると。そして、一步ずつ進めていきたいと。1市7町村のそういうふうな取り組みの中でも、まずご説明をさせていただき、理解してもらえるかどうかというふうな作業に入っていかなければいけないものと、こういうふうに思いますけれども、全体でやるというとなかなか、またそういうふうな情報の入らない方もあるわけでございますので、この部分では、例えば議場でなくて市役所の中で訓練が可能なのかどうか、そういうふうなこともさまざまこれまでの実施している各団体のことを調査研究しながら、取り組むべきところは取り組んでいけるものかなと、こういうふうに思っております。

繰り返しますけれども、市主催の行事、イベント等では、やはりアナウンスをして、例えば北北文化会館で先般の市民歌の披露会、ああいうふうなときには、スタートの段階で、地震で大きな揺れが来た際にはこうこうこうしてくださいというふうな、そういうふうなアナウンスをすることによって、今岡崎議員のご提案の意図に重なってくるものが実現されていくものではないかと、そういうふうな取り組みを1つずつ積み重ねていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） ぜひ研究、そして検討をしていただきたいと思います。

次に、県民体育大会について再質問させていただきます。2020年の東京オリンピック開催が決定されました。そのキーワードは「おもてなし」ということでありますので、私たち市民も、その心で来年の大会を迎えたいと思います。

7年前の大会は、たしか市長も就任されて3カ

月だったと思います。当時私は、その実行委員会の事務局を担当しておりまして、あの年は県民体育大会が終わってすぐ全国スポレク大会のフライングディスクとか、そういう競技がむつ市で開催されるということもあり、非常に大変だったなという記憶があります。

ただ、事務局を担当して反省の一つとして、県民体育大会は、体育協会とかそういう方の協力を得て大会そのものは成功裏に終わったと思います。ただ、今市長が推進している「むつ市のうまいは日本一」だとか、そういう観光面とか特産物の販売、そういうものが関係団体と余りうまく連携がとれなかったという反省があります。そういう部分がありましたので、今回一般質問をさせていただいたわけですが、ぜひ来年の大会は、関係団体と連携をとりながら、地域とつながりのある大会にしてほしい、そういう思いで一般質問をしました。これについて、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはり今岡崎議員がお話のように、おもてなしの心、「おもてなし」というキーワードが先般の東京オリンピックの開催につながっていると。国民が、一同そういうふうな気持ちになっているわけでございまして、やはりこの第69回の青森県民体育大会開催に当たっては、やはりおもてなしの心、これを市民そして下北圏域の方々が、住民の方々が持つ必要があろうと、こういうふうに思います。約6,000名が来るというふうなことで、来るのではなくてお越しをいただくというふうな、おもてなしの心での表現をしていかなければいけないと思いますけれども、お越しになるということは、一定の経済効果、これは当然期待されるわけでございまして、今お話しいただきましたように、「むつ市のうまいは日本一」というふうなところ、そしてまた観光地、ご案内、そういうふうなものは取り組むべき課題

であろうと、こういうふうに思います。

ただ、現実的なお話になりますと、大会の期間が最大2日間ということになりますので、この部分がなかなか、3泊4日とか4泊5日と、こういうふうになりますと、非常に我々としてもさまざまな仕掛けはできるかと思うのですけれども、大会期間が最大で2日間というふうな、まず短さがございます。そしてまた、下北に例えば大間、仏ヶ浦、東通村というふうな形で、さまざま点在をしてくると。そういうふうなことの状況もこれから、その実行委員会が結成されましたら、今事務的な協議を進めておりますので、そういうふうな中で今後組織される実行委員会、そしてまた関係団体とも協議をしていながら、どういうふうな形でそういうふうな経済効果を出して、そしてまたその前におもてなしの心を我々としてどういうふうに発揮できるかというふうな、その取り組みを検討はしていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 前回の大会では、杉山前市長が、何か記念になるものということで、特別枠で予算をつけていただいて、タオルを参加者に配布したということがありました。来年そういうことは無理だとしても、先ほど言いました「むつ市のうまいは日本一」に関連した特産物の販売とか、そういうものにかかわる経費をぜひ来年度の予算で何とか配慮していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 前市長、非常に財政的なやりくりが上手だったと、こういうふうに思いますけれども、今その財政的な部分で非常に苦しゅうございますし、またこの県民体育大会で、実は県体育協会に聞き取りをいたしました。その結果、第60回大会より参加賞、記念品の贈呈は行ってい

ないということでありまして、昨年度開催の三八地域、そしてまた本年度開催の中南地域でも参加賞等は贈呈していないというふうなことでございます。今後組織される実行委員会の中で協議されることになろうと思っておりますけれども、記念品の贈呈ということになりますと、多額の経費、また構成をしている各町村の負担も生じてくるということになりますので、私としては大会運営の中で下北の人々のおもてなしの気持ち、これをどういふふうな形で発揮できるのかというふうなことを先ほどお話をいたしましたように、これから組織される実行委員会の中で、さまざまなご案内をして、こちらに初めての方が、また一度ゆっくりと今度はむつ下北を訪ねてみたいというふうな気持ちを起こしてくれるような手法をとればなんと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 次は、婚活支援について、ちょっとお伺いします。

市として単独で実施はしていないようですが、平成23年3月の内閣府の調査によれば、都道府県で結婚の支援事業をしているのは31団体の66%、市区町村においては552団体、33%と積極的に支援をしています。行政が婚活を積極的に支援している理由の一つとして、従来は過疎対策、農村振興、それから商工業者の後継者対策として求められていたことが大きな理由となっています。最近では、壇上でも言いましたが、未婚者の9割が結婚を希望しており、そうした希望がかなうようにという理由から積極的に支援しているということでもあります。

むつ市においても、来年からすぐ支援事業を実施してほしいということではなくて、未婚状況などの実態把握のために、まずはその状況調査が必要ではないかと思っております。姉妹都市である会津若松市のNPO法人でも、2009年に結婚と仕事に関

する意識調査というものを実施していますので、そういう調査を参考にしながら、実態を把握して、初めてどういふことを、どういふ対策が立てられるのかと思っておりますので、まずはその調査をしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 岡崎議員のお話の中に、生涯未婚率というふうなお話がございましたけれども、生涯未婚率ではなくて、各年代の未婚率ということについて、若干データを拾っております。それによりますと、いわゆる適齢期と言われます20歳代から40歳代までの各年代において、むつ市は県あるいは全国に比べていずれも低い値となっていると。未婚率が低いというふうなことでございますので、既婚者の割合が県あるいは全国に比べて高いというふうな、そういうデータが出ております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） それでは、皆勤賞についてお伺いします。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、学校長の判断ということでもあります。確かに生まれながらにして体の弱い子や、いじめや不登校などで、登校したくてもできないという、そういう悩みを持った子供の配慮は必要だと思っております。しかし、子供たちの頑張りに対して、私はやはり皆勤賞をやってはどうかと思っております。ぜひ校長会議で協議していただくことはできないでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 再質問にお答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、児童・生徒本人、そしてそのご家族の努力という点では、皆勤というのは称賛されるべきものというふうには考えています。しかしながら、過去において、皆勤賞をもらいたいがために、体調が悪くても無理をして登校

し、結果的に本人の体調を悪化させるとともに、集団風邪を広めることになってしまったという事例が全国的にはあります。このようなことから、皆勤賞の意義については、児童・生徒と保護者に対して十分な指導と、生まれつき病気のある子、健康面に不安がある子への配慮も非常に重要であるというふうに考えておりますので、以上のことを学校、家庭、地域で共通理解し、誰からも称賛される皆勤であってほしいというふうに願っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 学力・学習状況調査について伺います。今全国の市町村の中では、学校別にその成績を公表するという動きも確かにありますが、むつ市においては、教育委員会ではどのようなそれについての見解をお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 全国の学力・学習状況調査の結果公表にかかわる当教育委員会の考え方ということでございますが、全国の学力・学習状況調査の目的といたしますのは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析して、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することです。また、各学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。したがって、調査結果の公表に当たっては、このような調査の目的に留意して、特に序列化や過度な競争につながらないように十分配慮したうえで、適切に取り扱うよう文部科学省より各教育委員会へ通知がなされております。

当教育委員会といたしましては、文部科学省のこのような通知を受け、市内各小学校ごとの正答

率の公表を行わないことはもちろんのこと、むつ市全体の調査結果の公表に当たっても、具体的な正答率はあえて示さずに、全国平均正答率と県平均正答率との比較のみとさせていただいております。平均正答率という数値が、当市における小・中学校の学力の全てであると誤解されたり、その公表によって市町村ごとの序列化、過度な競争につながっていくことを回避するための配慮でございます。調査結果を公表することが大切なのではなくて、各学校においてこのたびの結果を分析し、日々の教育活動を見直し、指導改善に役立てていくことが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 最後は、脇野沢小・中学校の今後の見通しということについてですが、確かに地域の意見、要望も非常に大事であること、そしてまた子供たちの安心安全な教育環境が必要なことも十分理解いたします。ただ、教育委員会からいただいた脇野沢小学校の児童数及び学級数の推移という資料によると、6年後の平成31年度には現在の41名から20名の見込みとなっています。特に31年は4年生が1人、5年生が2人、6年生が2名という状況で、先ほど教育長が言われた教育の機会均等という考え方からすると、このような教育環境が果たして子供たちにとって本当にベストなのかという思いがあります。この思いについて、教育長はどのようなふうに感じますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 脇野沢地区の小学校のご質問であります。少子化の現状から、児童・生徒にとって望ましい環境と言えるのかとのご質問でございますが、教育委員会といたしましては、児童・生徒には適正な学校規模での教育活動を受け

ることが望ましいという考えのもと、具体的には複式学級は解消したいという思いがございます。しかしながら、地域性や保護者の方々の考え方、また脇野沢地域で併設型小中一貫教育が完結することなどを総合的に判断すれば、脇野沢小学校を今の時点では整備することが適切であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 実は、脇野沢小学校から今年2名ほど川内小学校に来ています。そして、保護者の1人がいろいろ、来年といますか、そういう面で脇野沢小学校の保護者が悩んでいるのも私は知っています。このような状況が続くと、6年後の児童数、20名からさらに減少する可能性があることから、いろんな面で心配しているところです。

教育委員会では、小学校を新築し、併設型の小中一貫教育を進めるということですが、この問題については、できれば総務教育常任委員会などで理解を深めるためのより深い議論をこれから交わしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 日本共産党の横垣成年です。むつ市議会第217回定例会に当たり一般質問を行います。市長を初め理事者におかれましては、前向きなご答弁よろしく願いをいたします。

今議会では、参議院選挙での低投票率に関し、各議員からいろんな提案がなされました。しかし、根本的な分析や議論まではなかなか進まなかったように思います。私は、日本の国政選挙は、べからず選挙であり、有権者の知る権利をことごとく奪い、選挙に出る権利も異常に制限し、大方小選挙区制とし、たった1人しか当選できないような制度にしているところに根本的な低投票率の原因があるものと思っております。

日本の選挙は、世界一厳しい規制だらけの選挙制度と言われております。選挙で有権者一人一人に会って、「1票お願いします」と言えない選挙というのは、何たることでしょうか。また、選挙本番になると、候補者の名前と写真のあるチラシを配ることができない、こういう選挙とは何たることか。例えば野球場の応援に行って、「イチロー頑張れ」、「ダルビッシュいいぞ」と言うのを禁止し、「イチロー」と書いたシャツを着るのも禁止、「巨人」と書いた旗を振るのも禁止というのと同じではないでしょうか。

候補者として国政選挙に出る場合、300万円とか600万円の供託金が必要です。世界一高い供託金です。ちなみに、他の国はどうでしょうか。インターネットのウィキペディアによると、韓国が約135万円、シンガポールが約126万円、マレーシア下院が約31万円、オーストラリア上院が約18万4,000円、カナダが約10万円、イギリスが約8万円、ニュージーランド約2万4,000円、インド下院が約4万2,000円です。アメリカ、フランス、

ドイツ、イタリアなどには選挙の供託金制度がなく、フランスに至っては約2万円の供託金すら批判の対象となり、1995年に廃止しているということでもあります。

一方で、お金で票を買収する罰則は緩いままです。公職選挙法第221条では、「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」とされているだけです。私は、10年以上の懲役もしくは禁錮または500万円以上の罰金に処すると、こういうものこそ規制を厳しくすべきと思います。しかし、買収事件を多く出している政権与党としては致命傷となるため、規制する考えは全くありません。

しかし、今回のインターネット選挙運動解禁で、選挙の様相はかなり変わってまいりました。有権者の知る権利に十二分とは言えないまでも、応えたものとなったからであります。これをきっかけに、今までの制限を緩和する方向へと変わるならば、低投票率の大きな解決となるものでありましょう。

さて、質問に入ります。質問の1点目、道路整備についてであります。まず、道路の舗装の現状、旧むつ地区の今後の舗装計画についてです。舗装されていない地域の要望の第1は、やはり道路の舗装であります。砂利道に住んでいる市民は、あと何百年我慢しなければならないでしょうかと聞いてきます。むつ市として、もっと道路の舗装整備に力を入れるべきではないでしょうか。生活道路の舗装の現状、これは旧むつ地区でよろしいですが、どうなっているのか、また今後の舗装計画はどうなっているのでしょうか。現在の道路を前提に計算したら、あと何年で舗装は完了するのをお聞きをいたします。

次に、その道路のうち、私有道路の比率と舗装の現状、これも旧むつ地区で結構であります。過去3年間の私有道路の整備補助事業を使用した実

績と同補助割合の引き上げを含めた私有道路舗装に対する市の今後の考え方についてお聞きをいたします。

質問の2点目、国民健康保険会計赤字解消計画と健康推進についてであります。まず、赤字解消計画の現状についてです。平成20年度に国保税を引き上げた際策定した5億円の累積赤字を解消する計画はどのようになっているのか、現状をお聞きいたします。

次に、病気の早期発見、早期治療と健康推進についてであります。むつ市の主要施策の実績報告書を見ますと、平成18年度の基本健診の受診率は22.6%に対し、平成24年度の受診率は18.7%でした。受診率が低下をしています。また、胃がん検診受診率は16.4%から14.3%、大腸がんは17.9%から16.9%、肺がんは22.7%から17.1%と軒並み受診率が下がっております。どういう取り組みとなっていたのでしょうか。

さらに気がかりなことは、むつ市教育委員会の平成25年度むつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を見ると、肥満傾向の子供の割合が依然高いとしていることでもあります。小学校6年男子では、平成24年度全国肥満傾向児出現率9.98%に対し、青森県11.90%、むつ市は17.53%、女子では全国8.61%に対し、青森県10.46%、むつ市は19.48%と全国の2倍前後、中学校3年男子では全国肥満傾向児出現率8.4%に対し、青森県11.08%、むつ市は17.25%、女子では全国7.36%に対し、青森県11.27%、むつ市は14.29%と同じく全国の2倍前後となっております。病気の早期発見、早期治療と健康推進は、国保会計を健全にするための方策として最も効果のある取り組みであります。社会保険に加入している方も定年退職すると国保に加入となることから、国保加入者に限らない全般の健康推進の今までの取り組みはどうだったのでしょうか。国保会計を健全にすると

いう観点の薄い取り組みとなっていたのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、国保会計の健全化に向けた行動計画の策定についてであります。鹿児島県枕崎市は、赤字となっている国保会計を健全化するため、現状を分析し、それをもとに国保健全化行動計画を策定し、職員の横の連携を密にし、結果を市民に公表していくとして、平成25年度から市民の健康維持と国保会計健全化に取り組み始めました。内容は、枕崎市でできることを全て網羅しているものと思います。

同計画は、進行管理の徹底として「本計画は、毎年度の国民健康保険の運営に当たり、計画に掲げた取組事項の進捗状況を点検するとともに、保険税の収納状況や保険給付費の推移、更に一般会計繰入金の実績などを踏まえ、本計画に掲げた「中期財政見通し」について、毎年度修正を行っていきます。また、本計画の進行管理体制を確保するために、副市長を委員長とする「市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会」において、本計画の進行管理の徹底を図っていきます」としております。また、同計画は、市民への公表として、「本計画は、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる体制を構築し、国保財政の収支の均衡を図りながら国保運営の健全化を目指すために策定したものです。そして、市民を始め被保険者やご家族のご理解をいただきながら、諸改革を行っていくものです。市民への説明責任を果たすためにも、あらゆる機会を通じて、本計画を始め各種情報の提供に努めることはもとより、本計画の見直しを行った場合には、速やかにその改定内容を公表していきます」としております。そして、この計画は、「おわりに」として、「近年の急速な高齢化や高度医療技術の進歩により、1人当たり国民医療費は年々増大を続け、更には長引く経済の低迷による保険税収入の落ち込

みなど、各医療保険制度は厳しい財政状況におかれています。とりわけ、国保は、被用者保険に属さないすべての人を対象とすることで、国民皆保険制度の最後の砦として大きな役割を果たしてきていますが、それ故に、社会経済情勢の変化を受けやすく、赤字が増大し、その経営は既に制度疲労による崩壊寸前の状況と言っても過言ではありません。国保が抱えるこうした問題は、医療費の多くかかる高齢者の加入割合が高いことや、被用者保険に加入していない自営業者、無職者を含む低所得者の方々が国保に集中することに起因する構造的な問題であり、人口構造や社会経済情勢の変化に伴い、近年に至ってそれがますます深刻化したものとして捉えることができます。こうした問題を解消して、国民皆保険体制を堅持するために必要な抜本的な改革は、当然国において行われるべきであり、従来から全国の都市自治体は国に対し、安定的で持続可能な制度運営を確保するため、「すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化」を要望してきました。しかし、こうした制度の構造的問題を抱えながらも、国においては、その抜本的改革に至っていない今日、保険者として、国民皆保険体制を堅持する観点から、地域のセーフティネットとしての機能を果たすべく、本市の国保を持続可能な医療保険制度として維持していかななくてはなりません。そのためには、本計画の下で、本市の国保事業の現状と課題を改めて認識し、市民と危機意識を共有しながら、スピード感をもって、国保財政の健全化に向けて着実に各種取組を推し進めていかなければならないと考えています」という決意で結んでおります。

私は、この計画を見て、国保税率の見直しという項目もありますが、低所得者層が集中する国保会計だからこそ簡単に国保税の引き上げはしないぞという前提で、本気で国保会計の健全化をしようとしている意気込みを感じました。むつ市も枕

崎市のような実効性のある綿密な計画を立て、国保会計を健全化する取り組みをするべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の3点目、市有地の取り扱いについてであります。青森県のむつ警察署へのむつ市の市有地無償貸し付けとリサイクル燃料貯蔵株式会社RFS社への旧庁舎跡地の貸し付けについてであります。地方自治法第237条②では「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」となっております。青森県のむつ警察署とRFS社、両社とも地方自治法第237条に照らし適切な貸し付けとなっているのかお聞きをいたします。

次に、青森県のむつ警察署への無償貸し付けについてです。青森県は、上部団体であり、予算もむつ市の何十倍も持っております。青森県の警察に無償で貸し付ける根拠をお聞きいたします。私は、有償で貸し付けるべきだと思います。できるならば、きちんと土地を購入してもらい、こういう形にしたほうがよいのではないかと考えておりますが、お聞きをいたします。

次に、RFS社への貸し付けについてであります。地代は幾らで貸すのか、何年貸し付けるのでしょうか。公有財産であるゆえに、今後むつ市で使用する必要があった場合どうなるのでしょうか。私は、長期に貸し付けることは断じてするべきではないと考えております。せいぜい10年程度にするべきだと思いますが、お聞きをいたします。

質問の4点目、原子力の諸問題についてであります。その1点目として、前議会に引き続き同じ質問となりますが、原発推進という立場であるな

ら、なおさら原発事故の被災地、福島への現地視察をすべきではないでしょうか。6月定例会では、事故を起こした原発は制限があり視察できないという答弁でありましたが、私は事故を起こした原発の視察を言ったものではありません。工藤函館市長は6月8日、浪江町や南相馬市と福島第一原発から30キロ圏内の自治体を6月下旬から7月上旬に視察する意向を明らかにしたということを紹介し、函館市長のような被災をした福島県の自治体の方や住民の方の話を聞くなどという視察をするべきであると提案したのであります。お答えをお願いいたします。

2点目として、6月定例会で私は、安全第一義という前提での原発推進がむつ市の立場だが、安全と判断するむつ市の基準は何かと質問したことに対し、あらゆる機会、場面で安全確保の実施を国に求めていく立場という答弁だったのであります。今までどのような声を上げてきたのかお聞きをいたします。

3点目として、原子力に関するむつ市の職員体制はどうなっているのでしょうか。原子力に詳しい職員は何人いるのでしょうか。今まで職員の原子力に関する研修などはどのように行ってきたのでしょうか。今後体制をどのようにしていく予定なのかをお聞きいたします。

4点目、7月16日付の朝日新聞に、大きな見出しとして「東電用地買収に裏金疑惑 青森の核燃料中間貯蔵施設 西松建設、2億円肩代わり」という見出しが載りました。7月17日付では、「元むつ市長側に金銭支援 西松、核燃施設巡り1億円」などの記事が掲載されました。朝日新聞によると、原子力施設誘致と引きかえに元市長が1億円の融資、7,000万円は回収不能とあります、を受けたということであり。このようなことは、あってはならないことだと思います。朝日新聞は、原発施設の立地にまつわる情報をお寄せください

と連載を結んでおります。むつ市は、真相究明に協力し、真相究明に力を尽くすべきであると思いますが、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路整備についてのご質問の1点目、旧むつ地区での道路の舗装の現状と今後の舗装計画についてであります。現在市では市道及び市有地道路を合わせ、延長約296キロメートルを管理しており、毎年現地調査及び町内会等からの要望を受け、これらの道路の舗装工事を順次実施しており、これまでに約239キロメートルが舗装済みで、舗装率は約80%となっております。

今後の舗装計画につきましては、このまま管理延長が変わらず、これまでと同じペースで舗装工事をした場合、12年程度で全ての舗装が完了するものと思われませんが、今後宅地開発による道路の帰属や寄附採納による増加が見込まれることや、既に舗装されている道路の老朽化による舗装補修の必要性も予想されることから、これらを見据えたうえで効率的な事業計画を立てていかなければならないものと考えております。

次に、ご質問の2点目、旧むつ地区での私有道路の比率と舗装の現状及び過去3年間の私有道路整備補助事業を使用した実績と同補助事業の拡充を含めた私有道路舗装に対する市の考え方についてであります。私有道路の比率は、市道等を含めた全体の約8%となっており、市で把握している延長約27キロメートルのうち、約9キロメートルが舗装済みとなっており、舗装率は約33%となっております。

むつ市私道整備補助金は、平成4年に市が直接

行うことができない私有道路の整備に対する補助について、むつ市補助金等に関する規則に基づき交付要綱が定められ、補助率は通常2分の1以内、坂道等の場合は10分の7以内となっております。この補助制度を利用した実績につきましては、平成12年度までに11件ありましたが、それ以降の利用実績はございません。補助率の引き上げにつきましては、現況が道路であっても私的財産であることから、私有道路の整備に対する高率の補助は、他の補助制度との公平性に欠けることとなりますので、これ以上の引き上げはできないものと考えております。したがって、私有道路の舗装につきましては、今後も引き続き現行の補助金制度を活用した整備を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、国保会計赤字解消計画と健康推進についてであります。ご質問の要旨の1点目と3点目は関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず1点目の赤字解消計画の現状についてであります。平成21年度末の累積赤字約5億8,200万円を5カ年で解消するため、平成22年度より税率の引き上げをさせていただいたところであります。平成24年度末では累積赤字が約5億2,880万円、単年度収支でも約4,160万円の赤字となり、予定どおりの赤字解消には至っていない状況にあります。これは、被保険者の所得が伸び悩み、被保険者の減少に伴って国保税が減少したこと、一方では医療技術の高度化に加え、平成22年度と平成24年度の2回にわたる診療報酬のプラス改定により被保険者の減少にもかかわらず医療費が増加し、さらには後期高齢者医療制度及び介護保険制度の費用の増加に伴い、国保会計からの拠出金が増加したことが主たる要因となっております。

次に、ご質問の3点目、国保会計の健全化に向けた行動計画の策定についてであります。市民

が健康で安心して暮らすことができるよう、当市の国保を安定して持続させるためには国保会計の健全化が重要な課題であることは十分に認識しております。

国においては、社会保障制度改革国民会議の報告を受け、改革の工程表と位置づけるプログラム法案の骨子を閣議決定しておりますが、こうした国の施策の動向を注意深く見守りながら、市においても現状の検証、課題の抽出、さらには改善に向けた具体的対策を展開するため、むつ市国民健康保険財政健全化指針を策定することといたしました。既に先般開催されました国保運営協議会におきまして、その骨子案を委員各位に提示したところであります。

また、指針の期間については、平成29年度に国保の運営主体が都道府県に移る見込みとなっておりますことから、平成26年度から平成28年度までの3カ年とし、国保運営協議会へ指針の素案を提示した後、市民の皆様公表したいと考えております。いずれにいたしましても、国保財政健全化のための対策を講じている途上にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、病気の早期発見、早期治療と健康推進につきましては、担当から答弁いたします。

次に、市有地の取り扱いについてのご質問につきましては、担当から答弁いたします。

次に、原子力の諸問題についてのご質問にお答えいたします。まず、福島第一原子力発電所の事故により被災した自治体や住民の話聞くために福島を現地視察すべきではないかとお尋ねですが、事故発生から今日まで、テレビや新聞、インターネット等さまざまな媒体により、被災地となった自治体や住民から情報が伝えられておりますし、国や事業者から、また市長会等の集まりにおいても、他自治体の首長からも福島の状況に

ついてお話を伺っております。

さらに、被災地であります福島県川内村の復興対策課長による「事故の経験」と題した研修会に職員を参加させ、被災地の方々の思いや行政としての対応の概要について報告を受けるなど、被災地の状況把握に努めているところであります。

次に、安全確保の実施について、どのように国に求めてきたのかとお尋ねであります。安全規制は、国が策定する新しい規制基準をもとに国が一元的に行うものであり、国がその責任において国民の安全を確保するものでありますことから、市といたしましては、国及び事業者の対応を注視し、あらゆる機会や場面を通じて安全確保について確実に実施されるよう国に求めてきたところであり、数多くの国への要望や大臣等との面会において住民の安全確保が大前提であるということはいずれも何度もお話しさせていただいております。また、本市が参加しております全国原子力発電所所在市町村協議会等においても、毎年国に対し、安全規制の具体的事項を示した要請活動を行ってきており、直接間接にかかわらず、安全確保については繰り返し国に求めてきたところであります。

次に、原子力に関する職員体制についてのお尋ねですが、原子力に携わる職員は広報調査業務に3名、防災安全業務に6名となっております。市の職員採用試験においては、職種として原子力専門の職員は募集しておらず、原子力関係業務には一般行政職で採用されている職員を配置しておりますが、当該職員については原子力に関する各種研修会などに参加させ、原子力の安全対策や原子力防災に関する一般的及び専門的な知識の習得に努めております。

また、原子力施設が集積する地域であるという特殊性をも考慮し、毎年度の新採用職員にも原子力の基礎知識を習得させるための研修を行うとと

もに、広報、環境、消防、保健福祉等の分野の職員にも各種の研修に参加させるなど、職員一人一人のスキルアップを図っているところであります。

次に、新聞報道に関するお尋ねについてであります。企業間あるいは個人と企業の問題であり、市が立ち入る事案ではないと考えておりますし、そもそも一切承知していない内容でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 国保会計赤字解消計画と健康管理についての市長答弁に補足説明させていただきます。

ご質問の2点目、病気の早期発見、早期治療と健康推進についてであります。まず当市で実施している健康診査については、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定検診が主なものでありまして、そのほかにも75歳以上の後期高齢者や生活保護受給者を対象とした健康診査についてもあわせて実施しております。

また、健康増進法に基づく事業として、各種がん検診を実施しております。我が国の死亡原因第1位であるがんの予防に向けて、国のがん検診推進事業費補助金を活用しながら、一部助成しております。

さらに、生活習慣病対策として、健康ウォーキング大会の開催や手軽な有酸素運動を取り入れた運動教室、また町内会や老人クラブからの依頼が多くなってきている健康教室、さらには食育推進の観点からの栄養教室を開催するなど、各種の健康づくり事業に取り組んでいるところであります。

生き生きと自立した生活を送るためには、バランスのとれた食生活、適度な運動、禁煙など生活習慣を改善していくことがまずもって大切となっております。また、定期的に健康診査やがん検

診を受けることにより病気を未然に防ぐ、あるいは早期発見、早期治療につなげて重症化を防ぐ、このことが非常に重要になってくると認識しております。

当市におきましては、健康診査とがん検診との同時実施、また土日検診や夜間検診の実施、そして検診車による集団検診だけではなく、各医療機関での個別検診の取り組みなど、多くの方が受診しやすいような環境整備に努めているところであります。さらに、20代、30代の方を対象に自らの健康状態を把握し健康を考えるきっかけをつくり、生活習慣を見直す機会としていただくことを目的に市独自の事業としてミニ健康診査を年数回日曜日に無料で実施しております。健康は、与えられるものではなく、一人一人がふだんから意識しながら、時間をかけて築き上げていくものだと感じております。市といたしましては、市民の皆さんに健康について関心を持っていただく、また健康づくりの意識を高め、自らの健康づくりのため積極的に検診を受けていく、そのためのお手伝い、取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） ご質問の3点目、市有地の取り扱いについてのご質問にお答えいたします。

市有地を含む公有財産は、目的に応じて行政財産と普通財産に大別されております。行政財産は、公用または公共用に供することを目的とした財産であることから、貸し付け、交換、売り払い等の処分を行う場合には地方自治法の規定により一定の制限が加えられております。

一方、普通財産は行政財産以外の財産をいい、貸し付けや売り払い等の処分により、その経済的効果を間接的に行政に寄与させるものであり、原則として一般私法の適用を受けて管理処分するこ

とになります。

今回むつ警察署用地及びリサイクル燃料貯蔵株式会社へ貸し付けする用地につきましては、現在のところ公用または公共用に供することを目的とした土地ではないことから普通財産となっており、地方自治法第238条の5において「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」と規定されており、いずれも普通財産として貸し付けを行うものであります。

ご質問のむつ警察署用地を無償貸し付けとした根拠についてであります。むつ市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第4条において、他の地方公共団体において公用または公共用に供するときは、これを無償または時価より安い価格で貸し付けすることができると規定しており、この規定に基づき運転免許証の即日交付が可能となること、手狭であった警察署の駐車場を確保できること、さらには市庁舎と隣接することにより、災害等において密接な連携が図れるなど、市民の利便性の向上に資するものと判断し、無償貸し付けとしたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、リサイクル燃料貯蔵株式会社への旧庁舎跡地への貸し付けにつきましては、ことし10月に予定しておりました中間貯蔵施設の操業開始が延期されたことに伴い、社員寮建設のための借地契約についても具体的な時期等の交渉がなされていない状況にあります。このことから、地代、貸付期間等の詳細については、今のところお示しすることができませんが、貸付期間につきましては、建物の所有を目的とした賃貸借契約となりますことから、市の財務規則及び借地借家法の規定に基づき30年間を考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、1点目の道路の問題ですが、私有の道路の整備補助事業、もうほとんど最近は利用されていないということを見るならば、やはりこの2分の1という補助がかなりハードルが高いのだなど。利用しづらい制度になっているということですから、ぜひ見直しをしてもらいたいというのを要望したいと思います。ほかの自治体は、例えば富士見市では4分の4とか4分の3以内に補助すると、あと厚木市なんかではもう10分の9補助、長崎市では9割の補助、前橋市では80%から70%の補助と、こういう形で道路整備を進めている自治体がありますので、ぜひむつ市もこういうところを検討してもらいたいというのを要望させていただきたいと思います。

次の国保のほうに移りますが、答弁ですと、大体平成26年から平成28年度に計画をつくるということですが、これちょっとお聞きいただいたのですが、この平成26年、平成28年、3年間という短い期間ですが、この間に5億円と、今大体5億円で膨らんでいる累積赤字を解消するという形の計画になっているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 先ほど市長答弁でもお話ししたように、あくまでも平成29年度に国保の運営主体が都道府県に移る見込みとなっておりますことから、平成26年度から平成28年度までの3カ年というふうなことにいたしました。したがって、今横垣議員がお尋ねされました累積赤字の部分につきましては、この3カ年の中で解消できるのかどうか、その辺については今のところまだ検討課題というふうなことになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 国保会計、今決算の議会ではありますが、平成24年度の国保の決算を見ると

4,000万円ぐらいの赤字だと。国保税を引き上げて初めての赤字になったということで、早目に私はいろんな取り組みを進めてほしいという思いで今回取り上げさせてもらったのですが、今までどおりの、今いろいろ健康推進のほうの取り組み、ご紹介もありましたけれども、どうも今までどおりの取り組みだけの延長でいくと、また赤字が膨らむのかなというふうな不安がかなりあります。しかも、市長の考え方は基本的には受益者負担という考え方が何か強い方ですので、結局赤字が膨らむとまた国保税の値上げというふうな考え方になっている市長でありますから、そうならないためにも市長、ぜひとも今のうちにしっかりとした枕崎市のような実効性のある計画をつくって、そういう国保税の値上げというのが回避できるような形で早く取り組んでほしいというのが私の思いなのであります。この点についての市長の決意といますか、考え。それこそ枕崎市は、本当に横の連携、副市長を委員長にしてこの計画を進めるという、そこまでの決意でもって、しかも市民に公表をして、逐次変化があったら公表しながら、市民の点検を受け、また副市長が先頭に立って、何でこの事業進まないのだ、どうしたら進むのか、こういうのもしょっちゅう点検をして、本当に赤字を解消するというふうな計画になっていると私は見て思いましたものですから、これは号令をかけるのは市長ですから、市長にそういう思いがなければ、何かなかなか赤字が解消しないような感じに思うのですが、市長の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、国保会計の部分においては、いかに医療費を下げていくかということにかかわってくるのではないかと、これは1つの見方です。この部分においては、健康推進課を中心に、そして保健師さんを中心にさまざまな計画

をし、それを推進しております。しかしながら、それは例えばただちに出るものでないと思うのです。ウォーキングをしました、これが1年たって、2年たって、何年も続けて、そして健康になっていくというふうなこと、そういうふうな形で、たばこをやめるというふうなこともあろうかと思えますけれども、その結果すぐにはね返ってくるとは限りませんし、体重のそういうふうなところのチェック、そして血圧のチェック、そしてさまざまな手当てをしていく、そういうふうなこと、これはただちに一朝一夕で出てくるものではないと、このように思います。それは、やはり地道に長い期間かけていって、いかにその健康度を増していくような健康な都市にしていくのかというふうな、これは手法が必要なのではないかと。結果は、これはただちに出てくるものではないと、私はそう思います。しかしながら、そのことは避けて通ることのできない道ですので、より市民の皆さん方の健康度をアップしていくための手法は、これまでも続けてまいりましたし、これからより国保会計のことを考えるならば、もっともっとこれは推進をしていかなければいけないだろうと。1つに健康増進の、例えば高齢者向けのちょっとしたことなのですけれども、例えば椅子に座ってムチュラン体操をすとか、そういうふうな形、健康チェックをもっともっとしていこうと、そういうふうな日々の積み重ねが健康体をつくり上げてくるものと、このように思いますので、その努力は決して我々はおろそかにはしていないと、このように思っております。より一層これは進めていく必要があろうと、こういうふうに思います。

そこで、枕崎市の例を取り上げていろいろな取り組みをしているというふうなことでございますけれども、枕崎市の例が出ましたので、横垣議員もデータをお持ちかと思うのですけれども、枕崎市の人口が2万3,000人ですね、大体。そういう

ふうな形の中で、健康状態がどうなのかというふうなこと、これはやはり調べてみますと、脳卒中の死亡率の状況が枕崎市が男性が168。国を100とした場合が、枕崎市男性が168だそうです。女性が164だそうです。一方、むつ市はどうかというと、脳血管疾患による死亡率が、むつ市の場合は男性で109、女性で107とずっと低いわけでございます。それほど枕崎市の、具体的な名前を挙げましたのでお話をしますけれども、実態がそういうふうな形でありますので、その部分の比較で国保の部分というふうなことは、ちょっと乱暴なご意見になるのではないかなと。ですから、枕崎市はそういうふうな意味で、非常に脳血管疾患が多いというふうなことでその取り組みをしている。むつ市は、106、108くらいなのですけれども、まだ国より高い。だけれども、その部分については時間をかけて、そして取り組んでいかなければいけないというふうなことであります。

そしてまた、枕崎市のほうでは、どうなのでしょう、財政状況も、これも非常に苦しい状況は把握しておりますけれども、国保税の税率のアップというふうなことが語られているというふうなことは横垣議員お話しのようにございます。そういうふうな状況で、やはりこの健全化計画と申しますか、枕崎市の場合は。そういうふうな計画をつくってやっていくというふうなことでございますので、なかなかこれは一つの例としては検討に値することができるかと思うのですけれども、またそれぞれの市の健康状態、これは財政もひくくめまして、市民の健康状態、そういうふうなことも把握した中で論じていかなければ私は十分な議論になっていかないと、こういうふうなところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そういう意味では、枕崎市はよく自分の体を研究しているという、自治体の、

そういうところを分析して行動計画をつくっているということで、先ほどの脳卒中の場合の例が出ましたけれども。ですから、このむつ市もどこに問題があるのかという、そういう現状を分析したうえで計画をつくってほしいというのが私の願いです。そういう形できちんとしたものをつくってほしいなというのを要望したいと思います。

さて、次の質問に移りたいと思いますが、市有地の問題ですが、むつ警察署への無償貸与、これはぜひ有償に検討してもらいたいと思います。なぜなら、むつ市のほうが財政が弱い、県のほうが財政ずっと大きい。こういう大きいところに、どうして無償で貸し付けしなくてはいけないか。逆はあります。県の土地を小さいむつ市が無償で借り受ける、これだったらありかと思えます。ところが、市民の目線から見ると、何で大きいところに、財政がない、お金がないというむつ市が無償で貸し付けしなくてはいけないのかと。運転免許証即日交付というのは、そもそもユニバーサルサービスとして県警がどこでもやらなくてはならない義務がある問題です。それを今までやってこなかったというのを逆に後ろ盾にして、無償にするならそれやるという、そういう取引はやはりこれは公平でない。きちんとしたものをやらせる、これがやっぱり市長の立場だと思います、お互い税金で動いているものですから。このむつ市の市有地も市長の個人所有でないのです、むつ市民のものですから。そういうものを取引材料にして、これをやるのだったらこれを無償でやる、こういう話し方、取引の仕方というのはやっぱりよくない。できれば有償で再検討をお願いしたいと思います。

そして、R F S社に貸し付け、30年といいますが、もう30年という、ほとんどそのR F S社のものになってしまうぐらい長い貸し付けです。途中でむつ市が使いたいからといっても、全部補償

金を出さなくてはいけないのです、その30年までの損害賠償。こういう問題になりますから、できれば貸し付けというのはやめてほしいというのを要望しておきたいと思います。

次、原子力の問題であります、市長はいろいろ情報を得ているから、福島の方に視察に行く必要はないということですが、やはりぜひ自分の目で見て、聞くのではなくて、百聞は一見にしかずという言葉は当然市長はご存じですよ、百聞は一見にしかず。やっぱり自分が実際に直接行って、苦しんでいる人の声だとか、困っている自治体の様子を一目するという姿勢をぜひ持ってほしいと。そういう意味では、この函館市長というのは、やっぱりすごい政治家だなと。こういう政治家を市長も、十分可能性ありますから、目指してほしいなというふうに思います。

それと、2点目のどのような声を上げてきたのかということで答弁がありました、多分今の答弁だと、ただ安全確保をお願いしますというだけの声だったのかなというふうには受け取れない答弁でありました。今の規制基準がここが問題だ、こうしてほしいというふうな具体的な声ではなくて、ただ安全確保をお願いしますよと、何か下手に出ているような声だったのではないかなというふうな答弁にしか聞こえません。

そこで、新潟県知事、きちんと物を申すというのは、やっぱりこういう政治家のような言い方がきちんとした物の言い方かなというふうなことで、これ全部インターネットで公開されているのをちょっと私見たのですが、やっぱりすごい政治家だなというふうなことを感じました。今東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所を再稼働したいということで今新潟県知事、泉田知事にいろいろ接触をしていて、その中でのやりとりが載っておりましたので、ぜひ市長としてはこのやりとりを参考にして、これからこういう形での物の言い方もあ

るのだなというのを実現してほしいなというので、ちょっと紹介させていただきますが。

これは、7月5日の新聞に載ったということです。その中で泉田知事がまず、「今年の安全とお金、安全を大事にすると答えたのが嘘だった。東電は嘘をつく会社だと伝わる」ということを言っている。広瀬社長が「誤解をといてもらいたい」。泉田知事は「東電は約束を守る会社か」、広瀬社長は「そういう会社でありたい」。泉田知事が「安全協定は東電と自治体の約束。むろん事前了解なしに申請しませんね」、広瀬社長は「フィルターベント自身は使ってはいけない設備だが使わなければいけないときには、地域の方に影響をあたえる設備です。どう使うかは重要。地元の自治体のオペレーションに大きく関わるのでよく相談しないとイケない」。泉田知事は「事前了解なしに申請はありませんね」、広瀬社長が「規制庁が来週から施行し、それに合っているのか、それと並行して県の（原子力発電所の安全管理に関する）技術委員会なりに設備の確認もしてもらうことは可能」。泉田知事が「東電はトラブル隠しを起こして社会信頼を失った。信頼回復のためにどれだけ苦労したかご存じか。それだけ真摯に現場が対応しているのにトップが嘘をついたら努力はどうなる。東電は約束をまもるか。事前了解なしに申請はありませんね」、広瀬社長が「方法は知事の意見を伺いながら」と。泉田知事「いま聞いているのは東電の信頼性。約束を守るのか。信用できる会社なのかを聞いている」、広瀬社長が「嘘をついている気持ちはない。第三者機関にチェックしてもらうことが大事だと思う」。泉田知事は「明言できないのか。約束を守る気はあるのか。申請してからというのは事前了解と言いませんからね」、広瀬社長「それに合っているのかどうかという判断基準がある」。泉田知事は「事前了解を取ってください。事前了解と並行ではない。事前

了解です。約束を破るのか」、こういうふうに詰め寄ったりしているのです、市長。やはりこういう形で、広瀬社長は「新しい基準に基づいて設備をつける。特殊な事情のなかでこうした手続きをしようとしているので同時並行で進めることは可能なのではないか」。泉田知事は「事前了解と何度も言っている。お金と安全といえば、安全とっている。中越沖地震のあと、東電はどう説明したか」、広瀬社長が「当時のあれではないので答えられない」。泉田知事「東電は詭弁を弄するの。信頼とお金どっちが大事か」、広瀬社長「安全確保するためにチェックしていただきたい」。泉田知事「だから事前了解とってくれと。事前にやってください。約束を破るんですね」。泉田知事「話がかみあわないのならお引き取りください」。

- 議長（山本留義） 横垣議員、質疑してください。
- 2番（横垣成年） 広瀬社長「まだご理解いただいてぜひ説明する機会を」。泉田知事は「嘘をつかない、約束を守るのがスタートラインです」。広瀬社長は「やりかたをご相談させてほしい」。泉田知事は「相談できる相手になってほしい」というふうな形で、本当に対等にしっかりと新潟県民の立場に立ってやはりこの交渉、物を言っているのです。だから、市長、安全確保だけ頼みますよ、こういう言い方だけですと、私は国にしろ、東京電力にしろ、余り変わろうとする機会にはならないと思うのです。具体的にむつ市民は、やっぱり今の福島原発事故で、まだ汚染水処理も大変な問題になっている、収束しているのかと不安をいっぱい持っている市民がいる。それを代表して、市長がこういうことを言ってきましたよというのを、それこそ市長はブログも結構やっておりますが、ツイッターもやっておりますが、そういうところをそこに載せてほしいなというふうに思います。この点についてどうですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 函館市長、私は大学が同じでございますので、近くさせていただいております。さまざまなお話をさせていただいております。余りそういうふうなお話は、私は聞いておりません。函館市長、そしてまた新潟県知事はお会いしたことございませんけれども、このお二方を横垣議員がすごい市長であるし、すごく立派な県知事であるというその評価をいたしましたので、この部分は私は何とも思いません。ただ、実はことしの3月定例会の際に、私が施政方針の中でエネルギー政策を述べました。その際横垣議員は、東海村でしたか、原子力等の施設の立地市町村でしたか、県の例を挙げまして、そういうふうなところでさえも施政方針の中にはエネルギー政策を触れていない、なぜ触れたのかと、本当に6万数千人しかいない小さな自治体の首長が、施政方針で語るということは、これをかなり私横垣議員から強い指摘とご批判をいただいたことを今思い出しております。一方では今定例会、ただいまもっとも国等に対して発言をするべきだと。ここに私は非常に横垣議員のダブルスタンダード的な、この部分の考えがかいま見えてなりません。私は、いかにしたらいいのでしょうか、そんな思いを、反問権としては使いませんが、なかなかその部分のご趣旨は理解できないものでございます。

ただ私は、ちっぽけと、これは横垣議員がお話をしたのです、小さな自治体の首長としても立地の長でありますので、この部分については安全をお願いしたいというふうなことでは、そういうふうな形でのお話はしておりません。しっかりと確保した中でというふうなことで、常々どこに行きましても、大臣等にも、そしてまた関係省庁に対しましても、強い形で要請をしておるところでございますので、この部分はちょっとダブルスタン

ガード的な部分で、どういうふうなお話、回答すればいいのかよくわかりませんが、私の立場を表明させていただきました。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ダブルスタンダードではありません。原発について、現在あるのであれば、きちんと安全を100%確認したのならゴーしてもいいという立場なのです。ところが、それが確認できないから、そこはきちんと確認してくださいと。全部がだめだと言っているのではないというところをきちんと確認はさせていただきたいと思えます。やはり人類が築いてきた技術、科学というのは否定する立場ではありません。それなりに安全を十二分確保できるならば前に進めていいという立場です。

時間はありません。市長、リサイクル燃料備蓄センター、今完成しましたけれども、東通原発、ほとんど活断層の問題で、もう動かない。さっき言ったように、泉田新潟県知事はほとんど再稼働の判こを押さないという立場で、東京電力の原発はほとんど動けないのです。そういう意味では、使用済み核燃料は発生しない、そういう立場で考えるならば、今リサイクル燃料備蓄センターに持ってくる必要性がほとんどないということで、市長、その点できちんと、リサイクル燃料備蓄センターの稼働はほとんど必要ないという立場もしっかり検討してもらいたいなというふうに思います。そこら辺、なぜこのリサイクル燃料備蓄センターが必要かという、再処理するためでしょう。ところが、再処理の当てがないし、今原発もほとんど動いていない、そういう状況では稼働すべきでないという立場もいろんな記者会見とかそういうところで表明してもらいたいなということをお願いをして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問

を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第217回定例会における最後の一般質問を市政壇上より行います。

まずは2020年オリンピック東京開催決定おめでとうございます。国民一丸となった熱意が実を結んだものであり、7年後の開催に期待したいと思います。

また、今年の青森県民駅伝競走大会において、大会新記録、3年ぶり8度目の優勝に輝いた金澤監督率いるむつ市チームにも大きな拍手を送りたいと思います。

さて、7月21日実施の参議院議員選挙において、自由民主党及び公明党が圧勝、衆参のねじれ国会が解消できましたことは、まことに喜ばしい限りであります。昨年冬の衆議院議員選挙に続き、参議院議員選挙にも国民の期待が寄せられたということは、民主党政権時代の決められない政治に国民が危機感を持ったあらわれとも言えましょう。自民党安倍政権に期待するところ大であります。しかしながら、古来より言い伝えられた勝つてかぶとの緒を締めよということわざもございます。ここはじっくりと国民の声に耳を傾け、戦後政治

の諸課題の克服に取り組んでいただきたいものがあります。

さて、7月31日の東奥日報夕刊明鏡欄に、思いを口にして実行につなぐ、いわゆる有言実行の精神で日々自分を奮い立たせているという趣旨の投稿がありました。有言無行、言って行わないは最低の人間とは母の戒めだったとも書いてあります。これは、言うだけ、口先だけの人間の類を指すものと思いますが、政治の世界にそのまま当てはまる言葉でもあります。公約とは、国民に約束をすることですから、民主党の轍を踏まないよう約束を守り、決める政治を着実に実行していただきたいと思います。もちろんその前提とするところは、党利党略、私利私欲を排除したあくまでも国益を踏まえつつ、日本の平和と安全を守り、国民の生活の向上に寄与するものでなければならないことは当然であります。自民党安倍政権には、そのことを強く求めたいと思います。

私は、このような現状認識のもと、市議会議員に付与された権能に基づき、市民生活で喫緊の課題3項目9点につき一般質問させていただきますので、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、介護保険法改正案「要支援を自治体に移行」の報道に関連してであります。現在政府は、社会保障制度改革国民会議において、医療、年金、介護等社会保障全般についての立て直し、見直しを検討しておりますが、結論とするところは、各世代間の負担能力に応じた傷みを分かち合うというところでもあります。

さて、各論としての介護保険であります。平成12年設立当初からの関心事でもありますので、今社会保障制度改革国民会議で取りざたされている項目の一端について、市長のご所見をお伺いす

るものであります。

平成12年4月1日施行の介護保険法は、幾多の改正、見直しを終えて現在に至っております。

さて、介護保険の構成は、大きく分けて介護の必要に応じて在宅サービスや施設サービスが受けられる要介護1から5までの介護サービスと、介護度が重くならないよう生活機能の維持向上を図る要支援1、2の介護予防サービスに区分することができます。昨今のマスコミ報道によりますと、社会保障制度改革国民会議の報告書には、要支援1、2の介護予防サービスを介護保険から外し、自治体に移行の方向性が検討されているようであります。さらに、本人負担の利用料1割を2割負担に検討とも報道されております。

高齢化の伸長等により、介護保険料は増加の一途をたどり、現役世代の負担軽減等も喫緊の課題になってまいりました現状では、介護の必要性が低い要支援1、2の人を介護保険から外すこともやむなしとの思いはあります。しかしながら、介護保険法成立からわずか13年で大きな制度設計変更に至ったことを考えるとき、日本の社会保障制度の行く末が案じられるものであります。

今回の報告書では、軽度段階で高齢者をしっかり支えないと重度化するとの懸念から、要支援者の介護予防については市町村自治体が受け皿となり事業を実施する方向性が示されたようであります。これらを踏まえ、要支援者の介護予防サービスを介護保険から切り離し自治体に移行するという介護保険事業の後退ともとれる事態をどのように捉えるか。

2、自治体に移行になったと仮定した場合、現在のサービス事業者と自治体の関係はどのように変化するのか。

3、自治体が運営することによる保険料利用料の変化は考えられるか。

以上、3点につきお伺いいたします。

質問の第2は、北方領土青少年等現地視察事業に関連してであります。今、日本を取り巻く領土問題については、尖閣諸島、竹島、北方領土等非常に微妙でデリケートな国際問題として扱われております。それぞれの島を実効支配している国は、領土問題は存在しない、または歴史的にも正当な手段で自国の領土になったものというスタンスに終始し、主張が食い違い現在に至っております。

世界の領土問題については、当事国双方に言い分はあるものの、日本に近いところでは南シナ海の南沙、西沙諸島は現在ベトナム、フィリピンが中国に駆逐され、中国の実効支配するところになっております。また、東シナ海の尖閣諸島については、近年中国が領土の権利を主張し、尖閣諸島の我が国領海を頻繁に侵し、排他的経済水域内を我が物顔に横行していることは周知のとおりであります。これらの行為は、近年中国が経済大国として台頭、東アジアに領土の拡張を求め、軍事力の増強による派遣の確立を図っている証左でもあり、弱肉強食の論理がまかり通る現実の国際関係であります。

さて、これらの関係を認識したうえで北方領土を眺めてみますと、現在日本が主張する終戦以降の占領は不法占拠とする論拠と、終戦協定が結ばれるまでは戦争が終わっていなかったとみなすロシアの主張は平行線をたどり、戦後68年、北方4島はロシアに実効支配されたままであります。私は、大湊中学校生徒が訪れた納沙布岬にも野付半島にも行ったことがあり、間近に望む島々を見て、悔しい思いをしたことを忘れることができません。

さて、百聞は一見にしかず、教室では到底理解できない現実の領土返還問題が存在することを現地を訪れ体感できたことの意義は大きいものがあると考えます。この北方領土青少年等視察事業に参加を決断された関係者に敬意を表しつつ、これ

らを踏まえたうえで、1、大湊中学校生徒が当事業に参加するに至った経緯及び判断基準は何か、2、参加することに対する生徒、父兄及び教師等の反応はどうだったか、3、北方領土を含め古くて新しい領土問題に関する社会科授業の取り扱いはどうしているか。以上、3点につきお伺いいたします。

質問の第3は、多発する熊の出没に関連してであります。今年も連日熊の出没を知らせる注意喚起の警報マイクが鳴り響いております。危ない、危険というのだったら何とかできないものかとの思いもあります。農家では、収穫期直前、おいしい時期の畑作物が荒らされ、熟れていないはずのものには手をつけないグルメぞろいの熊やサル、カモシカたちが横行している昨今であり、また熊による杉の木等樹木への皮剥ぎ行為の被害も大きいと聞いております。

先日、旧城ヶ沢小学校付近でトウモロコシ畑を荒らしている熊と遭遇した地域住民の話によりますと、距離もあったせいか、熊はじっと人間を見詰め、悠々と森に去ったそうであります。現場を見ますと、きれいにトウモロコシが倒されていて、それは収穫直前のものだったそうです。隣には、まだ収穫には早い、熊にとってはまずい熟していない作物がきれいに残っていました。熊もやるなと感心する一方、この区域はこの間まで児童の通学路であったことを思えば戦慄を覚えます。

また、泉沢でも畑が荒らされ、はっきりと熊の足跡が残っており、それは農家の玄関先まで続いておりました。熊は、私たちが眠っている間に家の周りをうろついているのかしらと不安がっている農家のおばあちゃんの言葉であります。

市役所にわなをお願いしてみたが、熊もなかなか賢くて思うようにはいかないとの話もしていました。旧むつ市内でサルの被害は余り聞きませんが、カモシカ、熊被害は増加しているような気も

します。特に猛獣である熊は、人里で徘徊するようになり、人間との遭遇が危険視される昨今、何らかの手だてを講じる必要を感じます。これらの認識を踏まえ、1、むつ市周辺に出没する熊の個体把握数及び近年の出没傾向並びに農作物及び樹木への皮剥ぎ等への被害状況はどうなっているか。2、地域住民の生命を脅かしていることに対し、ニホンザル及びカモシカと同じ扱いで処理することに異論があるかどうか。3、抜本的な被害防止及び捕獲駆除対策は考えているか。以上、3点につきお伺いいたします。

今回壇上からの質問は、3項目9点といたしました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問等をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問のお答えいたします。

まず、介護保険法改正案「要支援を自治体に移行」の報道に関するご質問の1点目、要支援者の介護予防サービスを介護保険から切り離し、自治体に移行する事態をどのように捉えるかについてであります。政府が8月21日に閣議決定した法制上の措置の骨子には、平成27年度をめぐり、要支援1、2の方々に対する介護予防サービスを市町村事業へ段階的に移行していく方針が示されておりますが、8月22日に厚生労働省が明らかにしたところによりますと、これは要支援者向けのサービスを介護保険給付から切り離し、市町村が単独で100%負担するというのではなく、介護保険制度の枠内で実施している地域支援事業に移管するものでありまして、財源についても従来どおり介護保険制度から投じてこれまでと同水準の額を介護予防サービスに充てていくというものであります。したがって、地域支援事業に移管後も

介護保険制度の枠内でのサービス提供となりますし、さらには市町村がサービス内容、価格及び利用者負担などを柔軟に決められるというメリットがあることから、介護保険事業の後退とは認識いたしておりませんが、具体的なスキームについてはまだ明らかになっていないことから、今後の国の制度設計を注視してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、自治体に移行した場合、現在のサービス事業者と自治体の関係がどのように変化するかについてであります。現在介護保険で提供している介護予防サービスの種類や報酬は、全国一律で国が定め、指定を受けたサービス事業者によりサービスが提供されておりますが、地域支援事業に移管した場合は、各自治体が実施主体となりますので、サービスの内容、価格及び利用負担割合などの決定のほか、サービス事業者の決定権限も自治体に移行することになります。したがって、利用者の多様なニーズに応えるため、従来のサービス事業者はもとより、NPOや地域の各種団体等の協力も得ることが可能となりますので、当市の実情に合わせたサービス内容となるよう、またサービスの低下を招くことのないように十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、自治体が運営することによる保険料、利用料の変化についてであります。前段でも申し上げましたが、要支援者の介護予防サービスが地域支援事業に移管されたとしても、介護保険制度の財源構成は保険料で50%、国と地方が25%ずつという枠内で運営することになりますので、これまでと同水準のサービス内容と給付であれば、保険料にさほど大きく影響することはないものと考えております。むしろ同時並行的に国で検討されております介護サービスの自己負担割合を一定以上の所得がある人について1割を2

割に引き上げる一方、住民税非課税の低所得者に対しては、保険料の軽減措置を拡充すること、そして自己負担限度額を引き上げること等による保険料への影響が大きいのではないかと懸念しております。

また、利用料については、これまでの一律1割負担から、市独自の利用者負担額に変わることになりますが、これについてもまだ詳細が明らかになっておらず、今後の第6期介護保険事業計画を策定する中で検討することになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の北方領土青少年等現地視察事業につきましてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、多発する熊の出没に関連してのご質問にお答えいたします。下北半島のツキノワグマは、環境省のレッドデータブックで絶滅のおそれのある地域個体群に選定され、また青森県のレッドデータブックでも生息、生育状況、学術的価値、生物地理学的観点から特に保護に留意すべき地域個体群となっており、保護と被害防止の両面から対策が求められている動物であります。

一方、全国的には熊による人的被害も報告されているところであり、当市でも毎年市内各地に熊の出没が多発していることから、市民へは市政だよりでの熊に対する注意を促しているほか、防災無線で熊の出没情報をお知らせし、8月からは新たにホームページに出没状況を掲載するなど、注意喚起を促しております。

1点目のむつ市周辺に出没する熊の個体把握数及び近年の出没傾向並びに農作物及び樹木への皮剥ぎ等の被害状況はどうなっているかについてであります。個体数については、平成20年度、青森県の調査報告書によりますと、下北半島全体で120頭から270頭が生息しているという推計が公表されております。近年の出没傾向及び農作物被害状

況については、平成20年度から平成24年度までの過去5年間の平均で年間を目撃件数は92件、農作物の被害額は約36万6,000円となっており、今年度については8月末時点で目撃件数78件、農作物等の被害額は約45万3,000円となっておりますが、例年10月中旬まで出没しておりますので、目撃件数及び被害額についてもふえると考えております。

また、樹木への皮剥ぎ被害については、平成20年度に郡内の市町村及び下北地域県民局、下北地方森林組合等が合同で下北管内の林地を調査したところ、被害率は場所により10%から90%であり、対策としてはポリエチレンテープを杉の木に巻く作業を実施し、被害の軽減を図るよう指導しているところであります。

次に、2点目の地域住民の生命を脅かしていることに対し、ニホンザル及びカモシカと同じ扱いで処理することに異論があるがについてであります。議員ご承知のとおり、ニホンザルは国の天然記念物、カモシカは特別天然記念物に指定されており、捕獲の場合、県、国の許可が必要となるものであります。熊については絶滅のおそれのある地域個体群となっていることから、保護が求められている一方、青森県有害駆除事務取扱要領に基づき有害鳥獣捕獲が認められているものであります。

次に、3点目の抜本的な被害防止及び捕獲駆除対策は考えているかについてであります。被害防止策として市では、これまで熊用電気柵を川内町畑地区に5カ所、角違地区に1カ所、椴山地区に1カ所設置しており、被害の軽減につながっていることから、今後も電気柵の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、捕獲駆除対策については、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、市が平成18年度に策定したツキノワグマ被害防止マニュアルに沿っ

て、人家周辺の畑や農作物及び人的被害が予想される場合においては、従来どおり有害駆除としてわなによる捕獲駆除を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員の北方領土青少年等現地視察事業に関連してのご質問にお答えいたします。

まず1点目、大湊中学校生徒が当事業に参加するに至った経緯及び判断基準は何かについてであります。議員ご指摘のとおり、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土は、我が国の固有の領土でありながら、現在ロシアによって不法に占拠されており、国はその返還を求めているところであります。

北方領土問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現させ、我が国とロシアとの間の平和条約を締結し、両国の友好関係を発展させていくことは、我が国にとっての課題となっております。国民一人一人の関心と理解を深め、返還要求運動の一層の発展を図るため、昭和57年8月31日、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律が成立し、学校教育及び社会教育における北方領土問題等に関する教育や学習の振興等を通じた知識の普及、その他必要な施策を講じるものとする事が定められました。以来国の取り組みの方向性を定めた北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針に基づき、学校教育や社会教育を通じた教育、学習においてもその充実が図られることとなりました。国は、北方領土問題等の解決の促進に当たって、次代を担う若い世代に関心と正しい理解を深めてもらうことが課題となっており、若い世代向けの広報、啓発活動や北方領土教育への取り組みが重要であると考えております。

今回大湊中学校生徒14名が参加した北方領土青少年等現地視察支援事業は、このような国の施策に基づき、北方領土問題の啓発活動を行うことなどを目的として各都道府県単位で組織されている都道府県民会議が実施した事業であります。その実施に当たっては、内閣府より文部科学省及び県教育委員会を通じて当教育委員会にも協力が依頼されております。

平成25年度の本県における北方領土青少年等現地視察支援事業への参加校につきましては、都道府県民会議より依頼を受けた県教育委員会の選考により学校規模等を勘案した結果、大湊中学校に決定されたものであります。当教育委員会といたしましては、これからの我が国を担う児童・生徒が我が国の領土について正しく理解することは極めて重要なことであり、社会科の授業で扱っている内容を現地に赴き体験的に学ぶことによって、子供たちの学習がさらに深められ、広い視野で社会を考える力を養うことにもつながるものと判断し、このたびの依頼を了承したものであります。

次に、ご質問の2点目、参加することに対する生徒、父兄及び教師等の反応はどうだったのかについてお答えいたします。県教育委員会より参加依頼を受けた大湊中学校におきましては、当初社会科の公民分野で領土問題を学習する3年生全員35名を参加させたいと考えておりましたが、参加生徒15名程度という制限があったために、やむを得ず学年においてリーダー的役割を果たしている生徒会役員、学級役員を中心として、各学年5名程度を選考することといたしました。生徒、保護者の承諾を得る際の反応は、社会科の学習をさらに深めることができる、青森県は北海道の隣県であり、北方領土の元居住者も多く住んでおり、かわりの深い問題だ、領土問題は大事なことなので、この機会にもっと勉強させてほしいなど、参加することの意義を前向きに捉えていただいたと

伺っております。

また、学校では今回の参加を貴重な体験学習の機会と捉え、学校を代表して参加した生徒たちが学んだことを学校全体のものとして共有できるよう、例えば校内弁論大会を通じて見聞したことや感動したことを発表させるなど、意図的、計画的に指導していただきました。

最後に、ご質問の3点目、北方領土を含め、古くて新しい領土問題に関する社会科授業の取り扱いはどうしているかについてお答えいたします。学校における北方領土等の領土問題に関する指導については、学習指導要領に基づいて、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であることなど、当面する領土問題や経済水域の問題にも着目させながら、世界的視野から国土の位置や領域の特色を理解できるようにしております。具体的には、小学校第5学年において、我が国の位置と領土を具体的に捉えさせるとともに、北方領土の問題についても取り上げ、我が国固有の領土であるが、現在ロシアによって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて指導しているところであります。

さらに、中学校では、小学校における学習のうえに立って、地理的分野、歴史分野との関連を図りながら、公民的分野で国際社会に対する理解を深めさせ、国際社会における我が国の役割について考えさせるため、国家とは何か、それぞれの国家が互いに尊重し合うためには何が大切かなどについて学習します。その際に、国際協調の観点に基づき、国家間の対立の克服が試みられていることを領土、主権の相互尊重、国際連合の働きなど、具体的な事例を踏まえて指導することとしております。

北方領土等の領土問題につきましても、平和的な手段による解決に向けて我が国がどのような努

力と協力を行っているかを理解させるとともに、領土の返還を求め続けている現状とあわせ、国際社会における我が国の役割等について考えさせながら、人間の生命のとうとき、平和のとうときを自覚させていけるよう指導しているところであります。

教育委員会といたしましては、このような学習を通して、我が国の領土、領域についての理解をさらに深めるとともに、国際社会における諸問題の平和的な解決のために我が国はどのような努力を続けているのかを理解し、自らどのようなことができるのか考えることができる次代を担う子供たちを育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、質問の1項目目の要支援を自治体に移行の報道に関連してということに関連してなのですが、まず現在むつ市管内の要介護及び要支援の認定者は何人か、また将来の見通しはどうなっているかについてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

平成25年3月末において、要介護1から5と認定されている方は2,496人、要支援1または2と認定されている方は846人で、合計で3,342の方が介護認定を受けております。

将来の見通しということですが、今後も高齢化率は上昇していきますが、ピークとなるのは団塊世代の方の全てが75歳以上となる平成37年度と見ておまして、65歳以上の高齢者数が1万8,132人、高齢化率は32%を超えるものと推計されており、介護認定者数は5,000人を超えるものと推測しております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 現時点の要支援認定者846人ということであります。これもどんどんふえていくという可能性があるということでしょう。それで、今回の要支援を自治体に移行ということになった場合、介護予防サービスは自治体の財政状況に応じた範囲内で実施されることになると思います。これは、先ほど市長のほうから介護保険で対応するから、その心配はないというご答弁でありましたけれども、果たしてそううまくいかなど危惧したうえで何うものなのですけれども、その場合、各自治体間でのばらつき等も考えられますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 今現在要支援1または2の方に提供している介護予防サービス、このメニューは恐らく必須事業として地域支援事業に移管され、必ず提供するサービスとして位置づけられるのではないかと予想しておりますので、その点で、この地域ではこのサービスはできるけれども、あちらの地域では提供できないというような地域間のばらつきは出ないものと考えております。ただし、そのサービスのグレードと申しますか、質という点では、NPOやボランティアということも参加可能になりますので、各地域での濃淡というものが出てくる可能性はあるものと思われれます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 最初の市長のご説明にもあったような気がしますけれども、再度お尋ねいたします。

自治体移行で地域や個人のニーズが反映されやすく、むしろきめ細かなサービスが可能という新聞報道等もありますけれども、この件についてどのような感想を持つかお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 市町村が実施するこ

ととなった場合、メニューや単価が一律化しているこれまでの介護保険サービスと比較して、より柔軟な対応が可能になるものと思いますが、要支援者向けのサービスは、生活支援と介護予防が主流となっており、現在市単独で実施しております高齢者福祉サービスとの兼ね合いも出てきますので、事業内容を精査し、まずはサービスの低下につながらないように実施体制を整えていくかが最大の課題となるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。高齢化社会の伸長で、日本の社会保障環境は厳しさを増す一方であると思います。それはそれとしまして、むつ市においては安心して暮らせる老後、心豊かに過ごせる環境づくりに努力していただきたいと要望しておきます。

質問事項の北方領土関係についての再質問なのですが、先ほど教育長からご説明いただきましたが、参加した生徒の所感文と申しますか、感想等もとっていただいていると思いますので、大方の生徒の感想、まとまったところ、大体どのような感想だったかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今回参加した生徒の感想はどうかということでございます。今回参加した生徒は、1年生が5名、それから2年生が5名、3年生4名の計14名でございましたけれども、学年に関係なくどの生徒の感想にも共通していることは、「北方領土は言葉の知識としては聞いてわかってはいたが、今までこれほど深く考えたことがなかった。今回の体験がなければ、自分には余り関係のないことだと思っていた」ということでした。ところが、実際に現地に赴き、元島民の方のお話を伺ったり、それから昭和47年に祖国復帰を実現しました沖縄の波照間島で採火された

納沙布岬で燃え続けています「祈りの火」や、北方領土の返還を祈念するためにつくられたモニュメント「四島のかけはし」などを見学して、その由来や意味を理解するにつれて、元島民や周辺の人々の北方領土に対する思いや願いを身近な問題として実感し、北方領土問題は自分たちの住んでいる地域と離れた一部の地域の問題ではなく、日本の国全体の問題として考える必要性を強く感じるようになったということでありました。

また、現在ビザなし交流が盛んに行われている中、北方領土に住んでいるロシア人が将来日本に住んで仕事をしたい、日本と仲よくなりたいと思っているという話にも心を動かされ、国家間の問題によって翻弄され悩み苦しんでいるのは日本人だけではないということにも思いをめぐらせ、一刻も早く平和的な手段によって、この領土問題を解決していかなければならないという思いを強く持ったようでございます。

議員ご指摘のとおり、まさに百聞は一見にしかずと言いますが、今回参加した生徒14名は、領土問題の現実を目の当たりにして、自らの問題として捉え、平和への思いをさらに強くして帰ってまいりました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 北方4島のうち択捉島は沖縄本島の約3倍、国後島は約1.5倍面積があるのですけれども、今回、何か霧とかがあってはつきり国後島とかは見えなかったそうなのですけれども、現地を視察して、国際環境の厳しさ、歴史認識を新たにすることは大いに評価できると思います。

それで、今後ともこのような機会があった場合、市内中学生に参加を呼びかけることはあるのかどうか、そういうことを考えるか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今後もこのような機会があれば、市内中学校にも参加を呼びかけるのかについての再質問でございます。

大湊中学校生徒の感想文を読ませていただき、改めてこのたびの北方領土青少年等現地視察支援事業がいかん中学生の心に響く生きた学習となったのかということについて感じざるを得ません。教育委員会といたしましては、中学生に対して現実の国際社会と向き合う機会を与え、国際社会における我が国の立場や自らの役割を考えさせるこのような事業への参加は、むつ市の子供たちにとって貴重な学習経験となりますので、今後も市内の中学校が参加依頼を受けた場合には、協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 私日ごろから、学校教育では日本史の扱いがどうも平易に、簡単過ぎるといような気がしておりました。日本という国の形は、過去の歴史の上に成り立っていることは事実でありますので、国民は歴史の事実についてもっと興味を持って深く掘り下げて知るべきと考えておりますけれども、ご所見はいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 国民は歴史の事実についてもっと興味を持ち、深く掘り下げて知るべきと考えるが所見を伺うということについての再質問でございました。議員ご指摘のように、日本という国の形は、過去の歴史の上に成り立っていることは言うまでもない事実であり、児童・生徒が我が国の歴史の大きな流れを振り返るとともに、我が国と国際社会のかかわりを考えることを通して、広い視野に立って国際協調の精神を育成していくことは大変重要な学習活動であると認識しております。

平成24年度から全面実施になっております中学校の学習指導要領の社会科においては、近現代史、伝統や文化等の指導の充実が図られ、より具体的にその特色を学べるものとなっております。議員ご指摘の社会科における日本史の内容構成も改められ、その字数も増加し改善が図られております。その改善の基本方針は、今日政治、経済等あらゆる分野で国際化が進み、国際社会における他国とのかわり方や我が国が果たす役割、そして国際社会の中での日本人としてのあり方が問われていることから、現代社会についての理解が深まるように、学習指導要領では近現代史の学習を一層重視しております。特に国際関係に重きを置く近現代史の学習を重視することで、我が国の歴史の展開を世界の動きと一層関連づけて学習できるよう、その充実が図られております。

今後このような学習を通して我が国の歴史の歩みを踏まえ、自国の文化や伝統を自ら語り、郷土や国に対する誇りと自信を持って国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として、その役割を果たしていけるような人材育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。去年、平成24年度から日本史で近現代史も広く取り入れたということですので、大いに評価するものであります。領土問題等についても、正しい歴史認識を持つことで世界における日本の立場を理解する端緒にもなり得ると思います。今後ともこの類いの現地視察支援事業等には積極的に参加をしていただきますよう要望させていただきます。

次は、多発する熊の出没に関連しての再質問なのですけれども、熊の皮剥ぎ行動、これはどのよ

うな生態本能から行われるのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

熊の皮剥ぎ行動の生態本能につきましては、食物として利用しているとか、縄張りを示すためのマーキング行動であるなどの諸説がございますが、針葉樹の樹皮を引き剥がし、幹に残ったやわらかい組織をかじっていることから、現在では初夏の食物の一つとして利用していると考えられております。

また、青森県内の皮剥ぎ被害は、津軽半島では被害報告がなく、下北管内のみで発生していることから、全ての熊が被害を起しているのではなくて、特定の家系が被害を起していると考えられ、生後母熊と一緒に生活しているところに親の行動を学習しているのではないかとも言われております。

今後も市民の生命、財産を守るために、被害実態の把握や生育調査の状況を踏まえたうえで、関係機関と協議し、熊による被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、今年7月22日に実施されております第43回下北地区農業委員会大会でも、ニホンザル、カモシカ及び熊による被害対策の要望書が提出されております。特に熊の場合は人体への危害が懸念されることから、適正な捕獲、駆除の方針を確立することも必要に迫られると思いますけれども、再度この件についてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ご質問にお答えいたします。

この下北地区農業委員会大会で決議されました

ニホンザル、カモシカ及び熊による被害対策につきましては、下北総合開発期成同盟会から県に対し、熊の被害防止対策が要望されており、県では重点事業として平成25年度と平成26年度の2年間、下北クマ剥ぎ被害対策事業を実施し、熊の皮剥ぎ被害の分布状況や被害傾向を把握するため、アンケート調査と現地調査を行い、その結果をもとに、皮剥ぎ被害マップ防除方法を掲載したリーフレットを作成し、森林所有者に対して効果的な被害対策の普及を図っていくと伺っております。

また、今年度より国の関係機関であります森林農地整備センターとともに、以前より皮剥ぎ被害が発生しております川内町高野山地区において、同センター造林木に対し、熊の皮剥ぎ防止をするため、木の樹幹にポリエチレン並びにビニロン系原糸を複合させたロープを4段に巻きつけ、その防除効果の検証を行っているとのことですので、今後その成果によって活用できるものが出てくるものと推測されますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 今回は、熊に特化して質問させていただきました。お聞きしますと、熊の出没件数等も多くなっていることですので、農作物、皮剥ぎ等の被害もさることながら、サルとかカモシカ等と比べまして、熊は人体への攻撃とか危険が懸念されることですので、適正な捕獲、駆除等の対応方、よろしく願いいたします。

実は、若干時間もあるようですので、一言つけ加えたいと思います。前の一般質問で共産党横垣議員より、政権与党、自民党への批判がありました。私の本意とするところではありませんので、一言申し上げます。

私は、いつも一般質問冒頭……

○議長（山本留義） 浅利議員、質問事項と違いますので……

○14番（浅利竹二郎） まだ時間はあるのだけれども。

○議長（山本留義） それは、時間は質問事項についての時間でありまして、時間があるからといって、その質問以外の発言は許可しません。

○14番（浅利竹二郎） それでは、議長のご指導によりまして、むつ市議会第217回定例会での一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、9月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時02分 散会